

開発こうほう

Hokkaido Development Association

北海道から新しい可能性を発信する

地域経済レポート特集号 / REGIONAL ECONOMIC REPORT

マルシェノルド

NO
482

September.2003

9月号

テーマ

地域景観とまちづくり

Regional landscape
and planning



●地域経済レポート特集号 REGIONAL ECONOMIC REPORT

マルシェノルド

第11号



地域景観とまちづくり

やすらぎや潤いのある暮らしに不可欠な要素として、美しい景観の必要性が認識されるようになってきました。地域の個性やアイデンティティーを生かすために、地域の景観創造をまちづくりのなかでどのように構築していけばいいのかが問われるようになっていきます。

しかし、景観にかかわる政策は、地域政策のなかでも、高度な応用問題であるといえます。市民の関心が高く、住民合意を形成するプロセスも透明性を要求されるため、手間のかかる政策分野でありながら、地域活性化として、どこまで政策効果が期待できるのかは明確になっていません。さらに、規制を伴うために、個人の財産権の法益保護との慎重な兼ね合いが求められる政策であることも大きな壁となっています。景観をコントロールしていくための手法も確立されたものがあるとはいえ、景観に対する美意識の問題に法制度がどこまで踏み込んでいけるのかという問題やモラルの問題など、極めて多くの課題が内包されています。

一方、1980年代以降、急速に景観の整備が都市行政の大きな課題として取り組まれるようになり、'90年代に入ってから農山村地域においても景観条例などが策定されてきています。北海道においても、自然環境の美しさに頼っていた従来の姿勢を見直し、まちづくりの政策として、美しい地域景観の創出に積極的に取り組む動きが見られます。

そこで、今回は道内外の事例をもとに、地域景観とまちづくりについて考えてみます。

Contents 目次

インタビュー

景観政策とまちづくり01

東京大学大学院工学系研究科 工学部都市工学科教授 西村幸夫

寄稿

感性が欲求する景観デザイン08

NPO法人 風土工学デザイン研究所 専門調査役 須田清隆

地域事例 ①

歴史的町並みを守る先進地として14

～市民と歩む函館市の景観づくり～

地域事例 ②

自主協定の景観ルールで町並み保存19

～埼玉県川越市・一番街商店街の取り組みを中心に～

地域事例 ③

農村景観を共有財産として守るために24

～「丘のまちびえい」の今～

地域事例 ④

住民と行政による千枚田の復活と保全29

～三重県紀和町の取り組み～

information 告知板

2003北海道スカイスポーツフェスティバル34

2003ツール・ド・北海道国際大会35

「道の日」2003フォトエッセイコンペティション36

オートリゾート・キャンプの思い出コンテスト200337

北海道開発協会創立40周年記念講演会38

開発DIARY39

インタビュー interview

景観政策とまちづくり

近年、各地方自治体で景観にかかわる条例制定や取り組みが盛んになり、都市景観だけでなく、農村景観など、景観への認識が拡大・深化しつつあります。その一方で、景観にかかわる政策は、総合的な視野が求められる難しい分野でもあります。

そこで、日本のみならず欧米の景観政策にも詳しい東京大学の西村幸夫教授に、日本の景観政策の変遷や景観利益をめぐる訴訟問題、欧米の景観政策、そして今後の日本の景観政策の方向性などをお聞きしました。

(インタビュー日 2003年5月26日)

景観をめぐる政策の変遷

——近年、各市町村で景観にかかわる条例づくりが行われてきていますが、景観政策への取り組みが積極的に行われるようになったのはいつごろからでしょうか。

西村：転換点は1980年代はじめだと思います。そのころから中央省庁で行っていた各種のモデル事業でも、景観に着目して、量より質を充足させるものが見られています。それまでのキーワードは最低限を充足するシビルミニマムでしたが、アメニティと呼ばれる質の問題に移ってきたのが、そのころです。

例えば、旧建設省のシンボルロード整備事業は、シンボリックな道路の幅員を変えずに質を上げる事業でした。それまでの道路は、いかに長く整備するか、いかに幅員を広げるかが重要でしたが、そこでは、ある程度広い道路をさらにレベルアップするという新しい発想が見られます。歴史的地区環境整備街路事業では、歴史的な地区で都市計画道路を迂回させています。建物を除去するのではなく、古いものを守るために道路を迂回させるという今までとは違う発想が生まれています。

環境面では、それまでの日本は、公害問題と自然保護という問題が中心でした。地域的に'60年代中ごろから歴史的町並みを守る運動はありましたが、どちらかというと町並み保



東京大学大学院工学系研究科
工学部都市工学科 教授

Nishimura Yukio

西村 幸夫氏

存という側面で、新しいものを作っていくことや、広い意味で景観をとらえるまでには至っていませんでした。

’80年代半ば過ぎから、各地で都市景観条例などが増えてきます。ピークは’90年代の半ばで、今も条例制定の波が続いています。’60年代に自然保護系の条例制定が増え、’80年代半ばに景観条例などが見られるようになって、2000年を過ぎてほぼおさまってきたという感じでしょう。

大きな建物に関しては、確認申請や紛争予防のための事前手続きがありました。バブル後は、それに加えて景観上の事前調整や事前相談、事前協議をやっていこうという流れになっています。建築基準法や都市計画法だけでは粗すぎるので、もう少しきめ細かく見ていこうという考え方です。

日本の公法的な規制は、例外を認めないかわりに例外が出なくて済むほど緩いという特徴があります。そのなかで景観に沿わないものが建築されてしまい、今の仕組みではそれ以上踏み込めないのが、景観という今までと違った視点で規制を強化してきめ細かくコントロールしていこうという動きです。

同時に、自治体は単に美しい景観としてだけではなく、それを居住環境の総合的指標としてとらえている面もあると思います。建物や道路、自然などの景観に加えて、住民のマナーなどを含めたいろいろな側面が総合されて「よいまち」が議論されています。私はこれを「風景」と表現していますが、そのように総合的な景観、環境全体を評価しているのだと思います。住民もそういう視点で景観をとらえているのではないのでしょうか。都市イメージがいい所、住んでいて誇りに思えるまちに人が集まり、客も集まり、企業も集まります。景観は、都市イメージをけん引するもの、最終的な評価対象として理解されてきていると思います。

最近では景観紛争も見られていますが、以前は日照権などがそのテーマでした。今はイメージを含めた総合的な評価を景観という言葉

に託して訴えているように思います。お金をかけてきれいなもの、高いものを作ればそれなりにいいというバブル期の発想から、環境全体をとらえるようになってきたのではないのでしょうか。

特にこの数年は地方分権のなかでいろいろなローカルルールを制定できるようになりました。都市計画も地方自治体に権限が下りてきています。今までにないツールが増えて、自治体が独自に地区設定をできるようになっています。まちづくり条例といったものも見られるようになり、土地利用調整や景観調整も円滑に進むようになってきたと思います。

国法で定められている範囲でしかできなかったことが、国と地方が対等になり、地方でやれることは地方のローカルルールで決めていこうという流れになってきています。

景観づくりとまちづくり

——景観については、市民の側からも比較的参画しやすい政策分野ではないのでしょうか。

西村：景観の問題はだれでも語れます。都市計画では制度があって、公告縦覧があって、決定するまでにはいろいろな仕組みがあり、参加できる人も限られていました。何か指摘をしても、制度としてこれしかできませんといわれると、そうなのかと思ってしまうことが多かったと思います。

でも、景観の問題は、アウトプットを目にすることができ、それがよくなればいくら制度がよくできていても駄目です。街路であれば道路標識や屋外広告などすべてが調整され、さらに色やデザインも考えられていないといいものにはなりません。制度のすり合わせ、総合的な調整が重要です。これは、行政が苦手な分野です。それを市民は簡単にやっつけてくれます。これはいい、よくないと感覚で評価して、それほど大きな間違いもありません。周囲との調和だけですから、特別なことをしているわけではありません。二つの事業

んなが高さ20mを守ってきており、その結果、そこに景観利益が生まれていることを認めたものです。景観利益にかかわる問題は、国立だけの問題ではなくなってきたのです。

ただ、今は大きな転換点ですが、すぐに大きな変化があるわけではないでしょう。国立の四つの裁判では、全く逆の判断を下している判決もあります。業者が国立市を訴えている裁判では、地区計画を策定したことが、特定事業者の財産権を侵害するものだというところで、損害賠償を請求しています。この裁判の一審では市と市長に4億円を超える損害賠償金を払えという判決が出されています。

司法の世界でもそれくらい揺れています。裁判官がこうした問題に対して経験不足だということもあります。通常の六法とは異なる話題ですから、あまり分からないのです。建築基準法や都市計画法などは、裁判官にとって非常にマイナーで、テクニカルな法律なので、勉強不足なのです。

立法されていないのだから景観利益等は存在しない、立法されていないということはそれだけ熟していないと言い切っている判決もあります。その一方で、全く逆の判決も下されているのです。これからの5~10年ほどで、裁判の判例が増え、方向性が固まってくるのではないかと思います。

都市景観から文化的景観へ

——今までは人々の居住地域を対象とした都市景観の議論が主でしたが、最近では農山村を含め、地域的な広がりが出てきたように思います。

西村：’60年代は歴史的な町並みや近代建築がそろっている例外的な地域が対象でしたが、’80年代に入ると単に歴史的なものだけでなく、都市景観全体、一般の市街地まで広がってきたと思います。さらに、自然環境ということで、自然まで含めた条例が出てきています。’80~’90年代にかけて、都市内の小さな緑

や里山などが景観の対象として認識されるようになり、対象が広がってきたと思います。

’90年代後半からは田んぼそのものも非常に重要だといわれるようになりました。’94年にイギリス人の写真家、J.ハイマス氏が田んぼの風景の『写真集 たんぼ』を出版していますが、これなどは象徴的な出来事でしょう。日本人には当たり前の風景ですが、歴史が蓄積された田んぼは非常に重要なものではないかと考えるきっかけになりました。景色そのものに文化的な意味があることを気付かせてくれ、景観という側面から、文化財的価値について農村風景全体を考えるようになった大きな流れがあると思います。

’80年代の終わりごろから、世界的にも農地や農業景観が重要なものと認識されるようになっていきます。’92年には世界遺産のカテゴリのなかに文化的景観 (cultural landscape) が設けられています。今までは生産地としてしか考えていなかった田や畑ですが、実は農法やコミュニティ、かんがいシステムなど、全体がうまく機能していなければ崩れてしまうものです。

日本では’90年代後半から農村景観が国の名勝に指定されるようになっていきます。現在、長野県更埴市にある姨捨 (おばすて) の棚田と、石川県輪島市の白米の千枚田が指定されていますが、国も農村景観を残していこうという動きになってきました。

農業景観などの文化的景観を制度的に守っていこうという動きもあります。農地や林地などの文化的景観を調査していた文化庁の検討会が重要地区を選定し、保護と保存などを提言した報告書を提出しています。’75年に伝統的建造物群の制度ができましたが、それと同じように文化的景観地区がジャンルの一つとして取り込まれる動きです。

農林水産省も単なる農業としての施策では限界があるので、環境保全や景観の側面から農業の役割を伝えていこうとしています。田園空間整備事業など、エコミュージアムといわれているものを農水省の事業として取り上

げるようになり、生産に関係がない分野も含めてトータルにとらえて事業化していくことも動いています。

農家も自分たちだけでは農業が守れなくなってきているので、都市と連携して、応援団を持つようになってきました。各地に千枚田がありますが、条件の悪い田んぼはどんどん放棄されています。それを守るために'95年ごろから棚田のオーナー制度が始まっています。都市の人に棚田を買ってもらうか、維持管理の費用を出してもらうもので、オーナーは地元の農家と一緒に田植えや稲刈りも体験でき、生産した米が届けられます。この7、8年ですごい勢いで広がっていて、棚田サミットなども毎年開催されています。

——地域としては、地域が活性化していかにかに雇用を維持していくかが課題です。景観政策は、観光分野など産業政策との連携を図りながら進めることが必要ではないでしょうか。

西村：農村側は人口がどんどん減って、何をやってもうまくいかなかった歴史があります。でも、農村にある昔ながらの自然や人情をありのまま見せていけばやっていけることに気付いたと思います。地元の人にとっては当たり前でも、都会の人には珍しいのです。ただ、観光ではありますが、大きなお金が動く観光ではありません。

一方で、地道に交流をしていくことで、地域の人は元気が出ます。今までは知っている人ばかりでマンネリ化していますが、そこに全く違う外からの視点が入ったり、仲間ができたりするのです。コミュニティー外との関係をなかなか作る機会がなかった農家女性も、食事の世話などを通して活躍しています。それでもスモールビジネスで、少しだけお金が儲けられる程度です。でも、生きがいになり、外との情報交換になり、お金にもなる。単なる観光ではなく、地域のまちづくりにつながっています。住みやすいまちをつくっていけば、結局、住民も観光客も共存できるまちに

なっていくのだと思います。

観光というと、祖先から受け継いだ地域の資源を食いつぶしてしまうイメージがあって、アレルギーのある人もいます。お金を落としてもらおうことを考えるのではなく、結果的にお金が落ちると考えるといいと思います。まずは、自分たちが元気になることが一番です。少しでも長く滞在してもらえば結果的に消費も増えるでしょう。

欧米における景観政策

——先生は欧米の景観政策について研究されていますが、日本として学ぶべき点をお聞かせください。

西村：先進国で日本ほど自由に建築できる国はありません。つまり、日本ではあつという間に高い建築物が建ってしまいます。欧米の先進国では、周囲の環境との調和など、風景をつくるのが大きな法の目的のなかにうたわれています。質をコントロールしており、専門家が関与する非常に細かいチェックがあります。

日本の建築基準法と都市計画法は、建物が安全に建つことや防災上の問題などから最低限の基準を決めたものです。色や形についても、周囲と調和したものでなければいけないということをもっとしっかり考えていかなければならないと思います。

欧米は、法律の段階で非常に細かくそういったことがうたわれています。イタリアでは憲法のなかで風景を守る重要性がうたわれていますし、フランスやドイツでも法の目的のなかで環境を大事にすることがうたわれています。アメリカやイギリスは、慣習法の世界なので、ちょっと意味合いが違いますが、他国と比較しても、建築は自由だという日本はおかしいと考えなければいけません。

ようやく国立のような判例が出てきましたが、そういう意味でも、もっと詳細化して考えていかなければならないと思います。最近

よく規制緩和とありますが、規制にもいい規制と悪い規制があります。悪い規制は緩和すべきですが、いい規制はもっと強化すべきです。そのためには各地域でそうしたことができるようにしなければいけません。国は最低限の基準でも、それぞれのローカルルールは詳細に決めていくことを考えなければいけないと思います。

地方自治体と景観政策

——地方自治体が条例制定権の範囲で、景観政策にどこまで関与できるかという問題もあります。

西村：お願いすることはいくらでもできますが、どこまで強制力を持てるかという側面もあります。つまり、財産権をどれだけ制約できるかという問題と、建築基準法や都市計画法が国法としてあるので、どこまで条例が口を出せるかという問題です。しかし、今は地方分権のなかで、力関係が大きく変わりつつあります。景観という問題は、今は法の目的にないわけですから、景観という分野で細かく決めても、法に抵触するとはいいにくいと思います。それをどこまで強く主張できるかでしょう。今後、国立のような判例が増えてくると、もっと強く主張できるようになるでしょう。この点は行政法学者のなかでも揺れています。国と地方が対等だから、ローカルの問題はローカルでという法学者もおり、国法が先占権を持つという従来の考え方をとる人もいます。判決が揺れているように法学者の間でも揺れているわけですが、私はローカルルールのあるところでは、国法は立ち入れないということがあってもいいと思っています。

——日本の自治体で景観政策に先進的に取り組んでいる地域としては、どこがあるでしょうか。

西村：京都と金沢はよくやっていると思います。どちらも歴史的なまちなので、依拠すべきものがあるという強みがあります。非常に詳細な独自の用途地区を設けるなど、さまざまな条例を制定しています。京都などは、日本のなかで最も多くのコントロールがなされている地域でしょう。部分的に根拠法を持っているところもあれば、自主条例の部分もあります。市民も愛着があるので、景観を壊すものができるとすぐに問題になります。

まちづくりという意味では、北海道の美瑛のように、今まで評価されていなかったものが新しい目で評価されて、それがきっかけになって動き始めるということもあり得るでしょう。特に、北海道はそれがやりやすい地域だと思います。

——北海道のまちづくりと景観については、どのように感じておられますか。

西村：建築物の密度も薄く、インフラもある程度そろっています。道路の位置を変えなければならないなど、決定的な問題もほとんどありません。釧路から根室にかけての地域などは雄大で、釧路湿原も素晴らしいと思います。美しい景観と産直を結び付けるなど、いろいろな展開が考えられます。最近は食に対する危機感があり、顔の見える農業に期待が寄せられています。単なる産直だけでなく、安全な食が景色の美しいところで生産され、空気がきれいで、水もよい、自然も素晴らしいとなると、都会の消費者にアピールするものがあると思います。いろいろなことを重ね合わせていけば、多彩な展開があり得るでしょう。北海道が持っているブランド力を地域の力として生かすには、時代の流れは追い風です。

これからの風景づくり

——地域の風景、景観を守っていくには、今後どのような施策が重要でしょうか。

西村：私が今提唱しているのは、風景基本法の制定です。国も「美（うま）し国づくり政策大綱」として景観に対する大綱を発表することになっていますが、そのなかでも風景基本法の制定がうたわれると思います。風景基本法の一つの狙いは、景観に関する地方条例に法的な根拠を与えることです。もう一つは、地方自治体の責務です。環境基本法や土地基本法では、国と公共団体の責務がうたわれています。責務があるからには、それを果たすためにいろいろな施策を打つ必要があります。ローカルルール^{※2}の制定は当然の仕事になります。国法の基準に上乘せをした条例も可能になります。それだけでなく、眺望など、周辺の景観の重要性もそこでもうたえるわけです。

日本では、建物を建てる時のコントロールはありますが、建物がない所のコントロールはほとんどありません。荒地地になっても資材置き場になっても、何の規制もありません。建物を建てる行為がなければ、コントロールできないわけです。でも、風景としては、建物のない所も重要です。今の法体系とは、全く違う発想が必要です。ですから、新しいものを作って、これまでの法律と両輪でやっていくような基本法を考えています。

一方で、用途の詳細化などを行い、柔軟に運用できる仕組みにします。国法は最低限の基準ですから、技術的なことも性能規定に変え、あとは自治体に任せます。防災面も昔は技術的な手法が書かれていましたが、今は技術も素材も多様化していますから、最低限のことを制度で規定して、それに合う技術は各自で考える方向に変わりつつあります。ですから細かいことは都道府県や市町村で決めてもらうように変わっていけばいいと思います。

なおかつその上で、都市計画法、建築基準法のなかに環境や景観に調和させることを法

の目的に盛り込むのです。河川法が改正されて河川環境の保全という言葉が盛り込まれ、法律の目的のなかに環境の側面が盛り込まれたわけですから、景観のことが盛り込まれてもおかしくないわけです。大規模小売店舗立地法に景観が加われば、大きな変化です。土地利用調整や交通量の規制に加え、景観の視点に加われば、ロードサイドショップの外観も変わっていくでしょう。

私が風景という言葉にこだわっているのは、記憶や文化的な背景が言葉に込められているからです。原風景という言葉はありますが、原景観という言葉はありません。景観という言葉は、操作可能という感じがします。でも、風景というものは文化や習慣、いろいろな記憶に根差したものです。地域に共有されたもので、文化的な深みがあります。景観は簡単につくれますが、風景をつくるには100年単位の時間が必要です。風景は、そういう大切なものとしてとらえていくべきではないかと考えています。

風景づくりはほかの地域と同じことをやっても全く意味がありません。地域固有のものであることが重要です。地域によってはゼロから独自で考えなければいけないわけですが、それはマスタープランづくりなどいろいろな場面に応用できると思います。本当の意味でのローカルルールです。この分野は地元が主導して、国は制度的に応援するのが最もよい仕組みだと思っています。

——ありがとうございました。

聞き手
釧路公立大学教授・地域経済研究センター長 小磯 修二（こいそ しゅうじ）

PROFILE

東京大学大学院工学系研究科 工学部都市工学科 教授

西村 幸夫（にしむら ゆきお）

'52年生まれ。東京大学工学部都市工学科卒業、同大学院修了。マサチューセッツ工科大学客員研究員、東京大学助教授等を経て、現職に。工学博士。著書に『町並みまちづくり物語』（古今書院）、『都市の風景計画』『日本の風景計画』（ともに学芸出版社）など。

※2
美（うま）し国づくり政策大綱

2003年7月11日に「美しい国づくり政策大綱」として国土交通省より記者発表された。

『感性が欲求する 景観デザイン』

NPO法人 風土工学デザイン研究所 専門調査役

須田 清隆

●Text: Suda Kiyotaka

はじめに

わが国では、世界でも例を見ない速さで、少子化・高齢化が進行しています。特に、地方はその傾向が顕著であり地域存亡の危機に面しているといっても過言ではなく、生き残りのための地域再生の議論が盛んに行われています。しかし、これらの問題は遅かれ早かれ日本中にまん延することは確実で、近い将来、総過疎化時代が到来することが予測されます。そのとき、地域の大きな課題となるのは、人口減少と高齢化による生産能力の低減対策、および地域住民の自信喪失への対策と考えられます。

そのため現在、地域の個性や魅力を発見することで地域の誇りや希望を見いだす手立てが必要になってきています。地域づくりにおける景観デザインとは、その土地における歴史文化やローカル・アイデンティティを地域空間に融合させることで、地域風土と調和した個性を醸成し、地域に光をもたらし、表情豊かな風土を形づくるきっかけとなるものです。地域の魅力や個性を創出し表情豊かな風土を実現する景観デザインは、これからの時代に一番必要なものであると考えます。

景観の評価

景観デザインで難しいのは、誰のための景観か、景観を誰が評価するか、また、景観とともに経過する時間をいつまで想定すべきかという問題です。

景観とは、空間にある景 (scene) に対して人が認知できる観 (view) によって構成されているもので、景観自体には「良い」とか「悪い」の属性は付随していません。このため、景観の評価は個人の主観による議論に陥ることが多く、不特定多数を対象とした一般性のある評価を行うことは容易ではありません。しかし、実際には、地域づくりにおける景観の評価は、その景観の持つ性質が生活空間に近いほど、集団としての評価、一般性のある評価を行うことが必要となります。本稿では、この一般性のある評価を地域に帰着している価値観ととらえ、そ

の価値観を定量的にとらえる方法として風土工学を活用した手法を紹介しています。

地域差がある景観の期待イメージ

景観を創出する場合には、それを評価する側の価値観を理解することが重要です。例えば、誰もが知っている場所であっても、人それぞれ、知っていることや抱いているイメージは違います。ここでは京都の代表的な観光地について、観光地の名称を知っているかどうかの認知度調査を関西圏と関東圏において行っています。予想どおりに関西、関東の両グループとも高い認知度を示し（表1参照）、京都の魅力の奥深さを再認識させる結果になっています。

このように認知度の高い京都のイメージに地理的

表1 関西圏と関東圏における京都の認知度順位

順位	風土資産名称	関西地区認知度率	順位	風土資産名称	関東地区認知度率
1	嵐山	100	1	金閣寺	98
2	京都駅ビル	100	2	清水寺	97
3	金閣寺	100	3	嵐山	97
4	祇園	100	4	二条城	97
5	四条河原町	100	5	三十三間堂	97
6	清水寺	99	6	祇園	95
7	太秦映画村	99	7	鴨川	94
8	京都御所	99	8	京都御所	92
9	鴨川	99	9	京都タワー	92
10	二条城	97	10	哲学の道	90

要因が及ぼす影響を測るために、京都に近い関西圏と京都から500kmの距離にある関東圏の被験者を対象に感性調査を実施してみました。

感性調査には、風土工学的手法の一つである「連想アンケート」調査を適用しています。「連想アンケート」調査では、まず京都の特色を網羅する風土資産（または風土資産群）を選定し、各風土資産にキャプション、キーワード、キーワードを表す写真、100字程度の説明文を添えて事前に理解を促した上で、各キーワードから連鎖的にイメージする他のキーワードを記入してもらいます。例えば、風土資産が「京都駅ビル」の場合、キャプションは「国際観光都市京都の交通の拠点京都駅」、キーワードは「京都駅ビル」となり、「京都駅ビル」から「祇園」、「祇園」から「四条河原町」、「四条河原町」からさらに他のキーワードへと、イメージの関連を追跡していきます。

その後、「連想アンケート」結果をもとに、マルコフ連鎖解析手法を用いてイメージ形成に影響している要因や関係の深さを表すことができる「イメージ連想階層構造図」を作成します。これによりキーワード間に働く連想の強さが明確になり、京都のイメージ形成に影響の大きいキーワードを評価することができます。

図1、2は「イメージ連想階層構造」を表したものです。縦軸はイメージウェイトと呼ばれる値で、こ

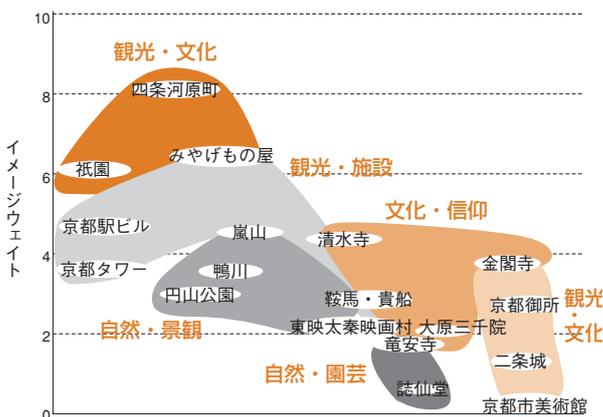


図1 関西圏における京都のイメージ構造図

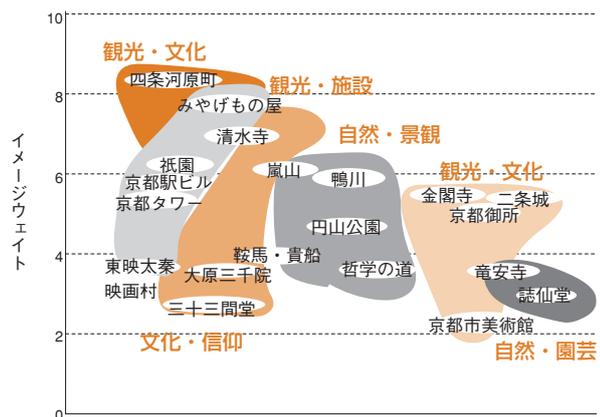


図2 関東圏における京都のイメージ構造図

※ マルコフ連鎖解析
考慮すべき過去が一つ前の時点のみの過程で、ある事象の確率を計算する解析手法。

の値が大きいほど、評価地域のイメージ形成におけるキーワードの心理的占有度が高いことを示します。

関西圏の抱くイメージ構造を見ると（図1参照）「四条河原町」や「みやげもの屋」への連想確率が高く、また「四条河原町」「京都駅ビル」など日常の活動にかかわっている資産の認知度が高いことから（表1参照）、「賑わいや買い物の空間」として京都をイメージしていることが分かります。一方、京都から500km以上離れた関東圏では、「四条河原町」や「みやげもの屋」に加えて「清水寺」の連想確率が高く（図2参照）、「嵐山」や「鴨川」が連動していることから、「非日常的な空間」を京都に期待していることが確認できます。

以上の結果をみると、関西圏と関東圏でともに認知度の高い京都であっても、実際には両者には期待している景観が異なることが判断できます。また、関西圏と関東圏の二つの異なる市場から受け入れられている京都自体が、顧客満足度の高い多面的な商品価値を有していることも確認されます。地域の魅力創出には、市場の持つ価値観の違いをとらえながら、これらの価値観に対応できる多面的な価値を保有することが重要になるものと考えます。

期待する景観と期待以上の景観

地域景観を評価する際には、地域の性質を概念的イメージとしてとらえることと、個別の地域資産を具体的イメージとしてとらえることが必要になります。

京都の人気スポットでもある先斗町の町並みと嵐山の風景が、観光客にどのように好まれているか、それぞれの空間を訪れたとき、そこにある景観をどのようにとらえているかを確認してみました。調査では、事前にそれぞれの景観をイメージしてスケッチしてもらった「知覚に対する感性調査」と、現地で印象的と感じた景観を自由に撮影してもらった「視覚に対する感性調査」により、それぞれの景観の持つ魅力を構成している具体的な景観要素を抽出します。イメージスケッチに描かれている景観要素と、実際に撮影された景観要素とを比較することで、知

覚で期待する景観に対する視覚での満足度をとらえることができます。

先斗町の町並みと嵐山の景観に対する調査結果を比較してみると、それぞれ「好き」「良い」と判断される要因が推定できます。伝統的な京都の町並みで知られる先斗町においては、スケッチでは「先斗町の街路空間」と「舞妓さん」の二つを期待して描いています。実際には舞妓さんがいない街路空間が写真に多く撮られており、先斗町の街路空間に対する関心の高さが評価できます。スケッチで描かれた舞妓さんの存在があれば先斗町の魅力度がさらに向上することが理解できます。また、嵐山においては、スケッチでは自然の山や川、橋により構成される空間が描かれ、写真ではそれらの空間に加えて、季節に依存する風物である紅葉が多く写されています。

これらの京都で好まれている二つの景観の特徴は、スケッチに描かれるような恒常的、日常的な空間に、舞妓さんや紅葉など恒常的でない要素が同時に存在していることです。魅力ある地域の景観づくりには、期待感を満足させる恒常的な空間を発見し、その中で非日常的な要素を創出していくことが重要と考えます。



写真1 よく撮られた先斗町の写真



図3 先斗町のイメージスケッチ



写真2 よく撮られた嵐山の写真



図4 嵐山のイメージスケッチ

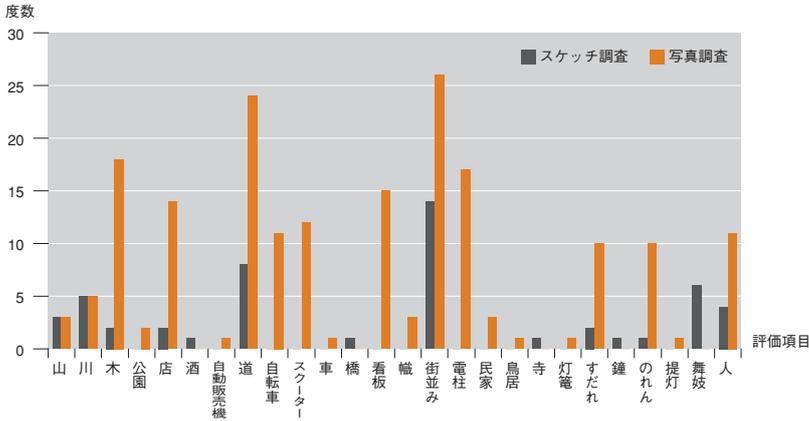


図5 スケッチに描かれた期待景観と写真で撮られた実景観の比較 (先斗町)

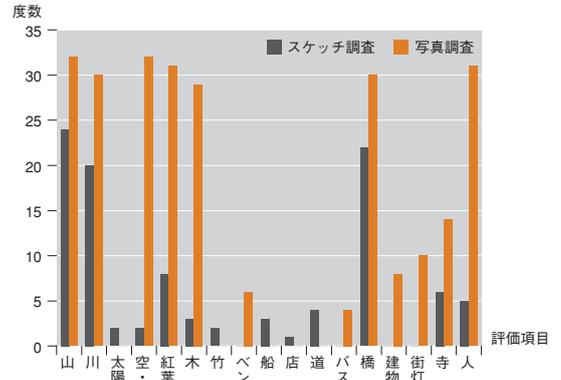


図6 スケッチに描かれた期待景観と写真で撮られた実景観の比較 (嵐山)

景観の判断に影響する知覚情報

景観の判断は、実際の景観場での視覚情報に対して、個人個人の価値基準や原風景に照らし合わせて、良し悪しを決定していることが多いと思われます。

このときに問題になるのが、個人の価値基準には、当然、原体験の違いや情報量において個人差が現れることから、誰もが認める一般的な景観の評価を難しくしている点です。

これは人の景観に対する感じ方が単純に言葉や映像で説明できないほど、あいまいかつ複雑なためといえます。ここでは景観に対するイメージ形成において、与件になる情報の性質が及ぼす心理的な影響を、兵庫県の淡路島を例にして比較分析しています。

連想構造図A (図7参照) は、景観資産ごとに写真と資産名称のみの視覚情報を与えた結果、連想構造図B (図8参照) は各資産の歴史や文化的意味など説明文による知覚情報を与えた結果です。両者を比較すると、写真による視覚情報は明確なイメージの情報を与える反面、資産に対するイメージや印象を固定する傾向が強く、連想が広範囲に広がっていないことがわかります。一方、文章などの知覚情報は、明確なイメージを与えないのですが、文章により多くの意味が説明されるため、イメージ形成や連想を広範囲で複雑なものにしています。また、写真と文章の両方を情報として与えると、具体的な資産を中心に明確なイメージが形成 (図9参照) されます。

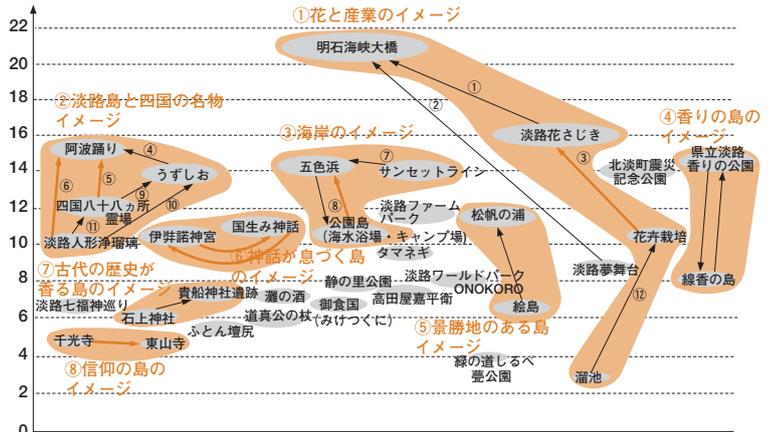


図7 連想構造図A (写真情報)

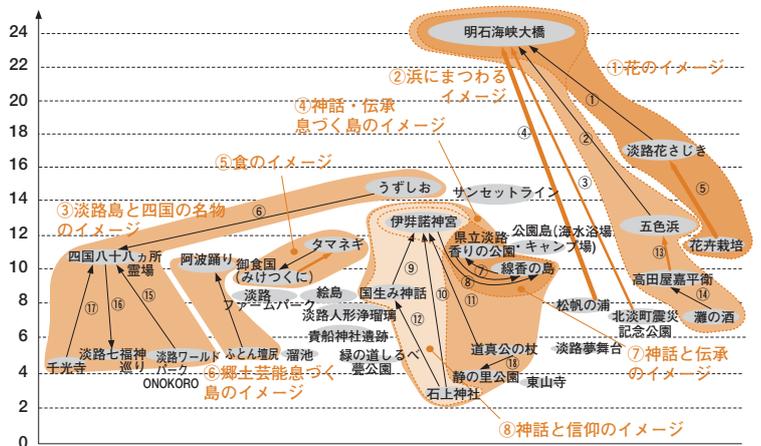


図8 連想構造図B (文章情報)

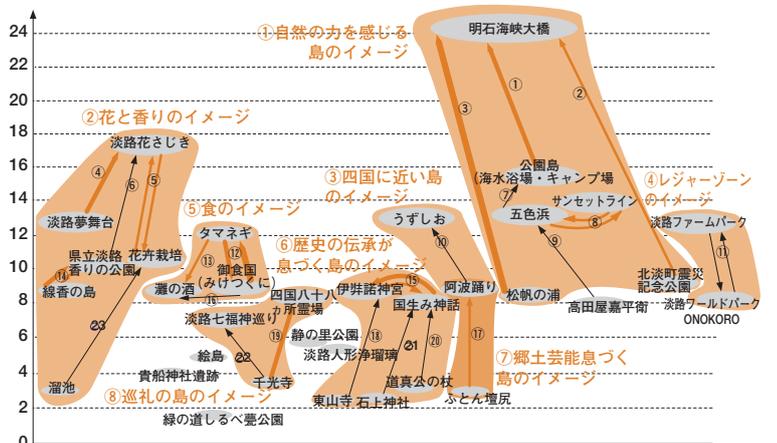


図9 連想構造図C (写真+文章)

景観の持つ意味空間を説明することは、人の知覚を刺激して景観のイメージを複雑化することにつながります。認知度が低い景観を感性に訴えかけるには、知覚を刺激する文章の方が、視覚を刺激する写真よりも、景観の魅力を伝える効果が高い場合もあることを認識しておく必要があります。

魅力あふれる地域の表情

北海道における魅力あふれる地域の表情を活かすには、欧州の風土に見られるようなスケール感のある自然空間の活用が似合うものと思います。欧州の風土は、地域や国土の空間や風景から、その地域にいる住民の精神や意識が感じられる面白さがあります。そこを訪れると、それぞれに異なる地域の生命力や薫りが五感を越えて伝わってきます。そこには、空や山を相手にするスケールの大きい伝統的な空間手法による「魅力あふれる地域の表情」が浮かび上がります。地域の個性が、町や地域としてのモノのデザインに加えて、隙間や空間のデザインからも印象付けられます。

先日、札幌から稚内に向けて、南北200kmに及ぶ海岸線を持つ「日本海オロロンライン」を踏破してきました。小樽を起点として石狩、厚田、浜益、そして1706年からの歴史の名残をとどめる増毛、留萌、小平、苫前、羽幌、初山別、遠別、天塩、幌延、豊富、北の最果て稚内を結び、地球の輪郭を映し出す水平線と天塩山脈の稜線がなすスカイラインがスケールの大きい、恒常的な景観を創出しています。

のスケール感から受ける感動を記憶しようと写真撮影しましたが、納得できる表現になりませんでした。おそらく、写真よりスケッチの表現の方が、表現のあいまいさにより魅力が膨らむのだと思います。

非日常的な空間

初山別の天文台周辺から眺める海岸景観は、海域と陸域が融和した美しさにほう然とするほど、素晴らしいものがあります。また留萌の黄金岬から眺めるサンセットには、決して止めることのできない「時間」に対してとりとめもない寂しさが感じられ、その地域の自然空間でしか味わえない魅力がうかがえます。また、この空間では自然エネルギーの象徴でもある風力発電の風車の動きによって、苫前では風の森としての生命感を、幌延では風の滝をイメージさせた躍動感を与えており、それぞれユニークな表情を見せて楽しませてくれます。羽幌から焼尻島に渡って驚いたのは、新緑の中に200種類の鳥類のさえずりが響き渡り、幻想的な音景観ともいえる自然のミュージアムを体験したことです。

まさに、この地域の表情それぞれが、悠久の時間の中で地域に記憶されていく風土資産になっており、「漂泊の旅人」として訪れた自分の意識の中で、それぞれ異なる光り方をする、印象的、魅力的な風土となっていました。ただ一つ残念なのが、せっかくこの非日常的な空間を堪能しようとしている旅人に、日常性を感じさせてしまう道路沿いの電柱でした。



写真3 一瞬の味わいサンセット



写真4 風車が形成する風の景観



写真5 さえずりが心を和ます音景観

誰かに話したくなる欲求

他にも日本海オロロンラインには、観て楽しむ風土資産以外に、味わう楽しみ、触れて楽しむ風土資産が数多くあります。中でも魅力を感じたのは増毛のえび井と留萌の薬草湯、豊富な油湯です。えび井は、すし飯に新鮮な甘エビが28匹も調理されて乗っており、甘えびの輝きとぷりぷりした食感を伴う美味は、言葉では表せないほどの感動でした。これは増毛を強く印象付ける食の風土資産になると考えます。カムイ温泉の薬草湯は、一回に3度の入浴を一日3回繰り返します。1回目の3度目の入浴ぐらいから身体の芯から熱くなる効能を強烈に実感できます。豊富な温泉は、身体に悪いのではと思うぐらい油の臭いが強く、このインパクトは日本海オロロンラインの景観を強く印象付けたのはいうまでもなく、誰かに話をしたいと思わせるほど強烈なものでありました。

風土工学の実践

風土工学の実践とは、この「誰かに話したくなる」欲求を探すことであり、欲求を満足するものの実体として地域の魅力を感性的に評価し「地域の個性」を見つけていくことだと思います。地域の個性を内外へ発信することで、地域外の人々がその地域に魅力を感じ、地域内の人にとっては外面的刺激になり、住む人の内面に自信と誇りが芽生え、結果として地域活性化につながっていきます。地域活性化は、その地域の人々が主体的かつ自主的に取り組んで初めて地に足の着いたものになると考えます。しかしながら、地域のために参画しようと漠然と呼びかけても、多くの人々が理解してくれることは期待できません。地域の人々が主体的かつ自主的に活動するには、地域の人々の気持ちを一つにする何かが必要です。

ここで、風土工学が重要な役割を果たすことになります。地域の人々が地域のために活動するには、自分の住んでいる地域が好きで、そこに住んでいることを誇りに思う気持ち（ローカル・アイデンティ

ティ）が必要になります。ローカル・アイデンティティを醸成することは、自分の住んでいる地域の中に他の地域に対する優位性を発見できれば、難しい課題ではないと考えます。自分の住んでいるまちには、他にはないこんなすごいものがある、都会では決して望めないこんないいものがある、…等々です。風土工学とは、決して難しいものではなく、地域の人々に地域に対する魅力意識を芽生えさせる実学といえます。

PROFILE

NPO法人 風土工学デザイン研究所 専門調査役

須田 清隆 (すだ きよたか)

'77年北海道大学工学部土木工学科卒業。同年株式会社間組に入社。室蘭市地域活性化やバルテノン神殿感性研究、札内川ダム景観デザインなどに従事。'93年株式会社ジオスケープ取締役環境デザイン部長に就任後、公共構造物のフラクタルによる景観評価手法の研究や公共景観の感性的評価手法の研究に従事。'01年のNPO法人風土工学デザイン研究所発足当初から専門調査役として参画。現在は淡路地域イメージ戦略調査、留萌地域イメージ戦略調査を通じ、NPO風土工学デザイン研究所の立場で地域の魅力創出に貢献している。日本感性工学会理事、風土工学研究部会役員。

歴史的町並みを守る先進地として

市民と歩む函館市の景観づくり

明治・大正・昭和の歴史をし
のぼせる建造物がいくつも残る
函館。歴史的町並みを保存する
先進地として、道内だけでなく、
全国的にも有名なまちです。

歴史的町並みを守るために、
多くの市民たちが声を上げ、自
ら行動し、また、その声をでき
る限り吸い上げていこうとする
行政の取り組みがあります。町
並み保存の先進地・函館を訪れ
ました。

※1 伝統的建造物群保存地区
全国に残る歴史的な集落や町並みの保存を図るために発
足した制度。市町村が伝統的建造物群保存地区を定めて、
国はそのなかから価値の高いものを重要伝統的建造物群
保存地区として選定し、市町村の保存事業に対して財政
的支援や必要な指導や助言を行うことができる制度。市
町村は保存地区に対する規制などについて条例を制定
し、運用することになっている。

市民投稿が町並み保存のきっかけに

1975年に文化財保護法が改正され、^{※1}伝統的建造物
群保存地区の制度が始まりました。函館市でも'82、
'83年にかけて、文化庁の補助事業で西部地区伝統的
建造物群の調査が行われています。その5年ほど前にも、
市民が町並み保存を考えるきっかけになったある
出来事がありました。

今も元町公園に残る旧北海道庁函館支庁舎。この
建物を札幌の北海道開拓の村へ移転する話が持ち上
がり、これを知った市内の主婦から「函館の歴史的
建造物は現在の場所に存在してこそ、歴史を語り、
価値があるのではないだろうか」という投書が新聞
に掲載されたのです。この投書をきっかけに、函館
の歴史的建造物はどうかという議論が活発化し、今も
活動を続ける「函館の歴史的風土を守る会（通称「歴
風会）」など、市民団体が相次いで結成されます。

こうした市民側の盛り上がりの後に伝統的建造物
群の調査が行われたことで、函館市では'86年にいち
早く都市景観保存対策事務局を設置し、函館市歴史



レンガ倉庫が立ち並ぶ金森倉庫群も伝統的建造物群保存地区の一部



的景観条例検討委員会を立ち上げます。翌年には説明会の開催など、地元の理解や市民への啓発活動を行い、'88年に「函館市西部地区歴史的景観条例」を施行します。

これは、歴史的建造物群が多く残る函館山の麓約120haの地区に関する条例で、周囲の景観と調和した町並みを守っていくことを狙いとしています。このころはマンション建設ブームの時期でもあり、一定の制限をかけようと、条例のなかでは、新たな建築物に対して明確な高さ制限を設けています。ウォーターフロントの港湾地景観ゾーンは高さを20mに、住商複合地景観ゾーンは高さを25m（後に一部を13mに変更）に、そして住宅地景観ゾーンは13mとしています。これはまちのシンボルである函館山の稜線を隠さないという考え方に基づいています。

函館市では、その後、条例で指定した約120haのうち約14.5haを伝統的建造物群保存地区として指定し、この地区は道内で唯一の国の重要伝統的建造物群保存地区になっています。この地域は都市計画決定され、都市計画法上の法的根拠を持たせて、伝統的建造物の保存と景観保全を図っていくことにしたわけです。

元町倶楽部の色彩発見活動とまちづくり

歴風会に代表されるように、旧北海道庁函館支庁舎の移転問題をきっかけに、函館にはいくつかの市民団体が結成されるようになりました。村岡武司氏が代表を務める「元町倶楽部」もその一つです。旧函館郵便局（現在の「はこだて明治館」）の取り壊し問題をきっかけに、「昔の情報産業の中心だった所をもう一度人の集まる場にしよう」（村岡氏）と、仲間とともにその再生活用にかかわったことが始まりでした。その後、「函館元町に冬のまつりを創る会」を結成し、「はこだて冬フェスティバル」を企画、開催。フェスティバル終了後も仲間と集まっているなかで、

これからもみんなで何かをやっていこうと結成されたのが元町倶楽部でした。元町に住む人だけでなく、西部地区が大好きな人たちが西部地区の魅力を探り出そうとする仲間の集まりで、会則や会費もないという非常に緩やかな組織です。

元町倶楽部では、函館市が西部地区の景観条例を施行した'88年から、洋館の色に着目した自主的な研究を始めます。この背景には、旧函館区公会堂の修復工事がありました。それまではピンクと白の色合いだった公会堂が修復後にブルーとイエローの色になって市民の目に飛び込んできたのです。「勝手に色を変えてけしからんと思ったのですが、よく聞くと最初の色を復元しただけだということです。時代とともにいろいろな色彩があること、その途中経過はどうなのかと、興味を持ったのです」（村岡氏）。そして、この研究活動は「函館の色彩文化を考える会」の活動へ発展し、'91年にトヨタ財団が主催した「身近な環境を見つめよう」研究コンクールで最優秀賞を受賞します。

元町倶楽部では、この時授与された研究奨励金を原資に'93年に「公益信託函館色彩まちづくり基金」



村岡氏が町並み保存活動にかかわるきっかけになったはこだて明治館。当時はユニオン・スクエアと呼ばれていた



村岡氏は'90年から元町で地元作家にこだわった作品を中心に扱う「ギャラリー村岡」を経営



元町倶楽部が色彩に興味を持つきっかけになった旧函館区公会堂

(愛称「函館からトラスト」)を設立しています。民間によるまちづくりを応援する公益信託制度が確立され、さまざまなまちづくり活動や調査などに助成が行われるようになりました。函館には元町倶楽部だけでなく、多くの市民団体が存在しますが「一つの団体がまちの主角として延々と続くのではなく、新しいものが生まれてきて、時代に合った活動をそれぞれがやっていくべきだ」と村岡氏はいいます。こうした人たちが行政に意見をいい、自ら行動することで、函館の景観が守られてきているのです。

新たな都市景観条例制定と次代に向けた取り組み

函館市は条例制定後、約120haの景観形成地域のなかで「^{※2}景観形成指定建築物等」と「伝統的建造物」を指定し、こうした建築物の外観補修などに対して補助制度を制定、これら指定建造物の固定資産税や都市計画税の非課税や減免措置を講ずるなど、町並み保存を側面から支える施策を打ち出していきます。

そのころ函館聖ヨハネ教会に隣接してマンション建設計画が持ち上がります。そのマンションは景観条例の高さ制限を越えるものではありませんでしたが、傾斜地を利用した設計で、景観を損なう恐れが

※2 景観形成指定建築物等

函館市が施行した条例で指定された約120haの地域のなかで、景観形成を進める上で重要な建築物などを指定したもの。旧金森船具店（現在の金森美術館）など、48軒が指定されている。また、伝統的建造物群保存地区の約14.5ha内にある歴史的建造物は文化財保護法に基づき「伝統的建造物」とされ、旧函館区公会堂やBAYはこたてなど、76軒が指定されている。

あり、市民の反発を買います。周辺の宗教団体や市民団体が一丸となって反対運動を行うようになり、議会でも大きな問題となりました。その結果、市も議会も建設反対の姿勢を打ち出し、当時の市長、市議会議長らが事業者であるマンション会社に向き、建設中止をお願いし、マンション建設は凍結されました。

こうした経緯もあって、函館市は中高層建築物の建築に関する指導要綱の改正や、函館山麓一体の地区を高さ13m以下とする都市計画法による高度地区指定を行うなど、対策を打ち出します。

また、ちょうどこのころを境に、西部地区だけでなく、函館全市を対象とした景観条例に向けた取り組みが始まります。函館市都市景観委員会を設置し、行政内部でも関係課長による函館市都市景観形成推進会議が設置されます。この会議では、民間の建築物だけでなく公共空間を整備する市が率先して景観に配慮するという「公共空間のあり方についての指針」づくりにも着手します。

そして'95年には、全市を対象とした新たな「函館市都市景観条例」が制定されます。新たな条例では、周囲の景観に影響を及ぼす大規模の建築物については届け出制となり、行政として指導や助言ができることになりました。

'97年からは、小学生が地域の町並みを撮影して発表する「こども町並み観察隊」活動、'99年からはパブリックアートの設置などが行われ、函館の町並みを守るだけでなく、次代の人材育成や新たな函館の魅力創出にも取り組んでいます。

ガイドラインに対する誤解

新たな都市景観条例を施行した後、函館では、市民と行政の間で大きな問題に発展した出来事がありました。旧景観条例を施行した翌年に、市では西部

地区歴史的景観デザイン委員会によって検討されたデザインガイドラインを作成していました。行政はこれをよりよい景観を創出するための手法を例示した「ガイドライン」と考えていました。しかし、市民は条例の基準を具体化したものであるととらえていたために、両者の間に大きな誤解が生じてしまったのです。

その誤解が表面化したのは'99年でした。ガイドラインによれば、景観形成上は6階以上、あるいは20m前後の建物は、周囲との調和という点で周辺環境に十分配慮して高さを決めるべきだとされていました。ところが、当時市が人口定住の起爆剤として検討していた借上り市営住宅が8階建て、高さ20mを超える設計で進められていたのです。条例の制限は25mですが、民間事業であっても市が借り上げる以上は、市が作ったガイドラインを守らせないことはおかしいと思われても仕方ありません。

この問題は大きな騒動となって、行政と市民団体が対立する図式になってしまいました。建設計画地が伝統的建造物群保存地区に接するエリアであったため、「主張が認められなければ、伝統的建造物の指定を返上する」という市民も出てきてしまいました。

結局、この計画は一部を6階建てに変更させましたが、旧景観条例施行から10年以上を経過したことを踏まえて、函館市では景観条例の運用について検証作業を行うことにしました。ガイドラインの内容と景観形成基準の関係、指定建造物等の保全のあり方について、都市景観審議会に対して諮問を行い、今年2月に答申がなされています。その答申を受け、ガイドラインの位置付けを明確にし、誤解を生じさせる内容についてはガイドラインを改訂すること、景観アドバイザー制度の導入など、今後の対策が打ち出されました。

「アドバイザー制度の導入によって、今まで後手

になっていたことも事前に対処できるようになると思います。新規建築物は、新しいデザインガイドラインを活用して、まず地域の特性を知ってもらう。強制はしませんが、施主とアドバイザーと市が対等に意見を交換して、地域特性に合ったデザイン要素を検討してもらうことが狙いです」と函館市都市建設部都市デザイン課の山口裕司課長。多くの経験をもとに、行政の施策もよりより方向に前進しているように見えます。

指定建造物の保全をめぐる

一方、今後の課題となるのが、指定建造物等の保全の問題です。

当初、これらの建造物に対する補助金は、外観を補修する際など、あくまでも市民共有財産とする外観にかかわるものが対象でした。しかし、住居として使っているものは古い建物のため、防寒対策など、住環境の改善が必要になってきます。以前から内部改修に対する資金支援の声は多く聞かれましたが、税金を投入するわけですから、行政としてもこの点は悩みどころでした。

そこで'93年に「西部地区歴史的町並み基金」が設置されます。この基金では、指定建造物等の防寒改修への助成や指定建造物等の維持管理への助成が行われています。基金への寄付は市民のみならず、市内のホテルや観光施設に募金箱を置くなど、広く資金を募っています。しかし、金利運用を前提とした基金であったため、現在は金利のみの運用ができず、市の財政から繰り入れしている状況です。地方財政の厳しさもあって、「財政当局では、市が管理している基金を見直すことを検討している」（山口課長）とありますが、町並み基金は歴史的建造物を市民とともに守っていくという特殊性がありますから、その目的をしっかりと見据えて、今後の対応を検討してほ

しいものです。

前述の借上市営住宅問題を発端に指定返上の声が上がったことや、建造物等の老朽化、所有者の高齢化などにより、建造物を手放す事態が見られるなど、指定建造物の保全をめぐる問題が徐々に表面化するようになっていきます。

例えば、所有者のやむを得ぬ事情で、景観形成指定建築物等として指定されている「和島家住宅」と「大幸機動興業所社屋」が手放されることになり、市はホームページ上で新たな所有者の募集を呼びかけましたが、なかなか買い手が見つかりませんでした。しかし、新聞でこれまで外観の現状維持や復元修理が原則だった指定建造物等への助成・融資制度を建て替えの際にも適用できるように保全基準を改める予定であるという記事が掲載されたところ、6月になってようやくこれらの建造物を地元の人が引き継ぐことが決定しました。

条例運用の見直しの際に、市は指定建造物等のカルテの作成を行うことを決定しています。指定の返上や建物を手放したいという声が見られるようになったため、こうした事態に対処できるよう指定建造物等について、所有者のヒアリングを行い、所有者の事情を把握し、平面図・立面図の整備など、建造物の情報も含めてしっかり管理しようというものです。

所有者の立場で考えれば、規制をかけられた上、補助金の制度があるといっても、古い建物を維持するためには、それなりの資金出費や労力がかかっているはずですが、それがどのような利益につながっているのか、はっきりと自覚できる人は少ないでしょう。その一方で、歴史的町並みを保存してきた先進地である函館の動向は、全国的に注目度も高く、その影響は非常に大きいのです。

ただ、先進地であることにあぐらをかいてはいけません。村岡氏はいいます。「バブル期に行政と市民が

一緒になって高層マンションを阻止するなど、行政も市民も先進都市とってしまったところがあるように思います。でも、それは本当の意味で景観を大切にしているわけではありません。景観条例はありますが、もっと大きな視野で考えたバイブルのようなものがが必要です」(村岡氏)。景観が、単なる町並み保存だけでなく、まちづくりにつながることを示唆してくれる言葉のように思います。

市民自らの行動と、市民の声を受け止めながら行政が取り組んできた函館市の景観形成。観光客には分からない市民の悩み、行政と市民の対立、そして行政の施策など、町並み保存が一筋縄ではいかないことを実感させるのが函館の歴史といえます。しかし、和島家住宅や大幸機動興業所社屋が、地元の人によって引き継がれると聞き、それこそが函館の財産と感じました。函館の町並みを愛し、自ら行動し、行政に意見する市民、そしてそれを受け止めていこうという行政の互いの存在がある限り、函館の町並みはこれからも守られていくように思います。



指定建造物等にはプレートが付けられている



大幸機動興業所社屋などの新しい所有者が見つかり、「肩の荷が下りました」と山口課長



蔵造りの建物が店舗に使われている一番街商店街

自主協定の 景観ルールで 町並み保存

～埼玉県川越市・一番街商店街の取り組みを中心に～

江戸時代から明治にかけて商業都市として栄えた埼玉県川越市。なかでも長さ430m、約70軒の商店が立ち並ぶ「一番街商店街」は、土蔵造りの構造を店舗に利用した「蔵造り」の建物が残り、「小江戸」と呼ばれる川越のイメージを最も印象付ける地域です。

自主協定のルールをつくり、それを実践してきた一番街商店街は、今や全国的に注目される存在。川越市の町並みづくりについて、一番街商店街の取り組みを軸に紹介します。



大火から生まれた蔵造り建築

川越は東京・池袋から東武東上線の急行電車で約30分。1457年に川越城が築城され、江戸時代に入ると、江戸城の北の守りとして重要視された城下町です。一番街商店街はJR川越駅から2キロほど北、川越のシンボル「時の鐘」があり、風情を感じさせる町並みに出合える商店街です。

川越はこれまでいくつかの大火を経験してきました。1638年の大火では、町の半分と川越城や徳川家ゆかりの天台宗寺院である喜多院を焼失。翌年から知恵伊豆と呼ばれた松平信綱が復興に努め、町割（まちわり）を行い、現在の川越市を形づくるきっかけになっています。1893（明治26）年の川越大火では、町の全戸数の3分の1以上を焼失するという大惨事に襲われます。そこで注目されたのが蔵造りの建物でした。耐火性能に優れていた土蔵が見直され、蔵造りの店が多く建築されるようになり、明治末期には蔵造りの町並みが形成されました。

川越の蔵造りは、明治時代に建築されたものですが、川越商人が江戸の影響を強く受けていたことから東京の町を模したものとされています。蔵造りの町並みは、ほかにも栃木県栃木市や千葉県佐原市にも残るといいますが、川越の場合は、倉庫ではなく店舗「店蔵」として使われ続けてきたことが大きな特徴です。

今では、すっかり川越の顔となった蔵造りの店も、1960～70年代には「暗くて、何か古めかしい、邪魔物だと思っていた」と、一番街商業協同組合の急式幹雄理事長は言います。'60年半ばには商業の中心地がどんどん駅前に移っていきます。東京のベッドタウン化が始まり、住宅は郊外へ。大型店舗や銀行は一番街商店街から利便性の高い駅前周辺へ移転するように。そして、一番街商店街は「昼間でも犬が散歩するだけの人通りのない商店街」（急式理事長）になってしまったのです。駅前には、一番街商店街と対照的な、近代的で明るい店舗が展開され始めたこ



城下町に時を知らせてきた「時の鐘」は今も1日4回鐘が鳴る。市民の間では、無意識のうちに「時の鐘」の高さを超えないことが建物の高さの目安だった。今は、伝統的建造物群保存地区に指定され、11mの高さ制限を設けている

ろでしたから、暗くて古い蔵造りが見直されるようになるまでは、少し時間がかかるのです。

蔵造り再認識の道のりと行政の動き

'75年になると、文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区の制度がスタートします。多くの地域で歴史的景観に注目が集まるようになり、川越市でも保存地区指定に向けての調査が行われています。

それより以前の'70年代前半に、蔵造りにかかわるさまざまな出来事がありました。'71年に大沢家住宅が国の重要文化財に指定され、蔵造りの価値が評価される一方で、翌年には、現在「蔵造り資料館」に利用されている旧小山家が売買されることになりました。大沢家の指定を受けて、蔵造りの魅力に気付いた住民のなかから、市に対して建物を買ってほしいと要望が出されます。結局、川越市はその蔵造り建築を購入し、後に市民団体の川越市文化財保護協会がこの建物を借り受け、蔵造り資料館をオープンさせます。その後、川越市立博物館の設立に伴い、蔵造り資料館の運営は川越市の運営となりますが、蔵造りを保存しようという市民運動の第一歩を示すものが、現在の蔵造り資料館といえるのです。

当時は全国的に町並み保存運動が高まっていた時期でもあり、川越でも青年会議所が蔵造りを生かしたまちづくりをテーマにしたシンポジウムなどを開催していました。また、'74年になると、日本建築学会関東支部が川越をテーマとしたアイデアコンペティションを開催します。川越を舞台にした歴史的街区再生計画のアイデアを募集することとなり、多くの建築家や都市計画家、研究者らが川越を訪れ、コンペティションでさまざまなアイデアが発表されます。その結果はアイデアにとどまりましたが、研究者や建築家など、外部の川越応援団が登場するきっかけになりました。

そうした盛り上がりを見せていたものの、一番街商店街を含めた地域を伝統的建造物群保存地区に指定することはできませんでした。「当時、文化庁は第



1792年建築の大沢家住宅は国指定の重要文化財。川越大火の後、蔵造りが見直されるきっかけになった建物でもある

1号に川越を指定したいと考えていたそうです。でも、商店街が断ったのです。建物を凍結保存するような印象で、看板も立てられなくなるのではないかと不安があったのです」と、元一番街商店街理事長の可児一男氏はいいます。また、そもそも明治期に建てられたものに価値があるのかという疑問もあり、「蔵で人が呼べるとは思ってもいなかった」（急式理事長）といえます。当時の一番街商店街は八百屋や魚屋など、地域密着型の商品構成であったため、観光客が来ても売ることがないという状況もありました。しかし、何よりも重要文化財と同じように建物に規制がかけられることへの不安が大きかったのです。目に見えて商店街の衰退が進むなか、商店主が改装や改築を考えるのは当然のこと。こうして、保存地区指定の動きは歩みを止めます。

'70年後半になると、周辺に高層マンションが建つようになります。当然、市民の反対運動が起きましたが、建設を阻止することはできませんでした。そうした状況を何とか打開しようと、川越市建築指導課では「川越の町並みとデザインコード」の検討をある財団に依頼しています。川越応援団でもあった大学の研究者らと共同研究を行った結果、町並みを単なる規制、制限にとどめるべきではないことや活性化のための街区再編、住民・行政・専門家の協力関係などが提言されています。この報告書による具体的な変化はありませんでしたが、町並みづくりが



現在、一番街商店街の理事長を務める急式氏。「生きている蔵が川越の蔵の魅力」という

まちづくりに転換するキーワードがちりばめられたものでした。

川越蔵の会発足と町並み委員会の設立

'80年代に入って、蔵造りを取り巻く状況は大きな転換期に差しかかります。'83年に住民主体のまちづくりや商店街活性化による景観保存などを目指して「川越蔵の会」（昨年12月にNPO法人に認証）が設立されます。そもそもの発端は、川崎市の映像祭で川越市の広報職員が作成した『蔵造り-まちづくりの明日を問う』と題したビデオが自治体部門賞を受賞したことです。その賞金をまちづくりに生かすために、資金の受け皿にしようと設立されたもので、初代会長は可児氏でした。可児氏は蔵造りの町並みに注目していたメンバーの一人で、ほかにも一番街商店街の店主が参加しています。蔵造りの町並みに関心を寄せる専門家や主婦、行政職員など、市内外から幅広く会員が集まりました。

「商店街が寂れてくるようになって、大学の先生から蔵造りへのいろいろな提案をいただきましたが、なかなか根付きませんでした。そこで商店街の若手で、自分たちのまちは自分たちで何とかしようと蔵の会を発足させました。商店街だけでは知恵もないので、外部からもいろいろな人を巻き込みました」と可児氏は当時の様子を語ります。

同会のメンバーのアドバイスで、'86年に一番街商店街は中小企業庁の「コミュニティマート構想」モデル事業にエントリーし、1年間かけて「川越一番街商店街活性化モデル事業調査」を実施します。時間をかけて組合員の意見を聞き取り、検討を重ね、まちづくり規範の作成とそれに基づく個店整備、ポケットパーク整備や核施設建設などが提言されます。この検討のなかで、蔵を愛する店主たちは、蔵を残して活用するのではなく、商店街が活性化しないと蔵が残せない、まず商店街を活性化させる必要があると実感します。そのために個性ある蔵造りを利用しようと考えるようになったのです。



一番街商店街理事長、初代蔵の会会長などを経て、現在は町並み委員会の委員長を務める可児氏

そこで、一番街商店街は実行部隊として、具体的な動きを始めます。商店街の下部組織として'87年に「町並み委員会」を発足させ、翌年に同委員会の検討のもと、「町づくり規範」を策定。これは、アメリカの建築家、クリストファー・アレキサンダーの『^{※1}パタン・ランゲージ』をヒントに67項目で構成されたまちづくりの原則集ともいえる規範です。内容は、都市と建物に分類され、都市分野は「職住一体」「身近にみどり」、建築分野は「高さは周囲を見てきめる」「主要な棟や建物が目立つように」「材料は自然的素材、地場産を優先」などの項目があります。「～でなくてはならない」といった規制ではなく、提案型で周囲との調和を尊重した規範になっているのが特徴です。

町並み委員会は、商店街メンバーのほか、研究者や専門家、行政、関連自治会など25名が参加し、現在も毎月1回開催されています。改装、改築をする際には、施主、設計者、建設業者らの説明を受け、67項目を審査し、規範に合わないものは委員会がアドバイスする仕組みです。委員会には、行政からも文化財保護課、まちづくり計画課（前「都市計画課」）、商工振興課の担当がそれぞれ参加しており、住民側の要請で行政が出向くことで、「各課が対等の立場で向き合うことができ、行政内の横の連携が取りやすい」メリットがあると川越市まちづくり計画課の荒牧澄多（すみかず）氏はいいます。

蔵造りの応援団である蔵の会と、実行部隊である一番街商店街によって、歴史的町並み保存と現代建築の調和による商店街の魅力づくりがスタートします。町並み委員会は一番街商店街の下部組織ではあ



町並み委員会のアドバイスを受け、周囲との調和を図るよう設計を見直した「サンクス川越時の鐘店」。7月に閉店したが、次の店舗がすぐに決定したという

※1 「パタン・ランゲージ」
ヒューマンスケールの空間づくりを分析し、その原理を追求したクリストファー・アレキサンダーの著書。'84年に初版発行。

りますが、独立性が高く、まちづくり規範を運営する役割で、蔵の会、街並み委員会、一番街商店街のどの組織に参加している人もいます。2代目の町並み委員会委員長を務める可児氏もその一人。町並み委員長に就任したこの10年で「約60軒ほどを担当しました」といい、そのなかには赤とグリーンを基調にしたおなじみの看板を使わず、ロゴマークをあしらった木製の看板とのれんをかかげたコンビニエンスストアのサンクスもあります。残念ながらサンクスはこの7月に閉店しましたが、一番街商店街でしか見られない大手企業の看板もここでは珍しくありません。

また、商店街のエリアだけでなく、エリア外である周辺からも「設計図を見てほしい」といった声が寄せられることもあり、町並み委員会の実績が着実に定着し、評価されていることをうかがわせます。

町並み委員会が発足したことで、埼玉県から商店街の改築に助成金が下りることにもなり、蔵造り保存、商店街活性化、まちづくりなど、さまざまな要素が結び付くようになりました。

こうして'80年代後半から、一番街商店街は蔵造りのたたずまいを生かしながらも、新しい建築物が調和した独特の町並みが徐々に形成されるようになったのです。

景観条例制定と伝統的建造物群保存地区指定

蔵の会や一番街商店街の動きと並行するように、行政のなかでも町並み関連の調査や政策が動き始めていました。'82年に旧建設省が^{※2}歴史的地区環境整備街路事業制度を導入したことに伴い、その4年後に川越市も調査を実施。都市計画道路である中央通り線の一番街商店街部分の計画変更を含めた歩行者ネットワークの整備と、景観整備を進めるための景観条例の整備などがプログラム化され、'89年には川越市都市景観条例が制定されます。その後、歴みち事業では、一番街商店街のすぐそばにある菓子屋横丁通り線や大正浪漫夢通りなどが整備され、周辺に魅力あるスポットが整備されることにつながっています。

※2 歴史的地区環境整備街路事業制度
歴史的町並みや史跡など、貴重な財産が残されている地区において、将来像と交通計画に基づいて歴史的町並み保存と地区環境の改善を一体的に実現するため、歴史的筋の保全・整備などが国庫補助事業として行える制度。通称「歴みち事業」と呼ばれ、現在は国土交通省の「身近なまちづくり支援街路事業」に組み込まれている。

また、以前から一番街商店街が陳情していた電線の地中化が、市の下水道工事に合わせて実施されることとなります。通常であれば歩道などに設置されるトランスボックスも、景観に配慮して民地に設置させてもらおうと、商店街役員と市役所職員が土地所有者にお願いに回り、'92年には地中化が完成。空の広がりを実感でき、蔵造りの建物が一層引き立つ町並みになりました。

ちょうどこのころ、市は伝統的建造物群保存地区指定の検討を再度住民らに掛け合っています。このころになると一番街商店街への注目も集まり、商店街の理解は深まってきていました。しかし、商店を営まない住民にしてみれば、客を集めるためになぜ一般の住宅まで規制を受けなければならないのかという意見があったのです。結局、この時も、保存地区の指定は見送られます。ただ、住民側も拒否ばかりではいけないと、自治会長らが集まって「十カ町会」が発足します。この会は、自治会や住民の勉強会の場となります。

その数年後、またマンション建設問題が持ち上がります。当然、住民はマンション建設に反対でしたが、一番街商店街の町づくり規範は、あくまで自主協定ルールで、法的な裏付けがあるものではありません。そこで十カ町会では、勉強会を重ね、さまざまな制度を検討した結果、一番街周辺の町並みを守っていくためには文化財保護法に基づいて、伝統的建造物群保存地区指定を受けることが一番だと結論を出します。そして、'99年、川越市の一番街商店街を中心とした7.8haが伝統的建造物群保存地区として指定されることになったのです。

保存地区指定まで20年以上かかりましたが、そこに至るプロセスには、地域の活性化、住民の理解と



懐かしい駄菓子でそろう菓子屋横丁

合意、まちへの愛着の醸成など、さまざまなまちづくりの要素が盛り込まれているように思います。

地域の景観づくりをまちづくりに昇華させるためには、市民が納得するまで議論しなければ前に進まないことを実感させてくれます。その過程で、住民は何をしなければならぬかが見えてくるのです。時間はかかっても結果的にそこで本当のまちづくりが実現されるということでしょう。

一番街商店街活動の波及効果と行政の役割

一番街商店街の活動は、蔵の会や十カ町会などの動きと合わせて、さまざまな波及効果となって、実を結んでいます。'94年には町並み委員会の活動をモデルに、すぐそばの銀座通り商店街で「大正浪漫委員会」が設置され、アーケードの撤去に伴い、大正浪漫を感じさせる通りにリニューアルしています。また、昭和初期に菓子の製造・卸売があったという菓子屋横丁も歴史を感じさせるスポットとして人気が集まり、一番街商店街を核に、魅力のあるスポットが確立、今では川越に年間400万人もの観光客が訪れるようになっていきます。

一方で、一番街商店街の噂を聞いた新たな商業者がやってくるようになり、一番街商店街では「町づくり規範がハードとすれば、今後は商人の心得のようなソフトの部分の規範も必要」（急式理事長）と考え始めています。また、町並み委員会は「業種選択や空き店舗の斡旋までできるように、商店街から独立した組織を目指していきたい」（可児委員長）と、次のステップを見据えています。

一番街商店街と行政側の共通の悩みは交通対策。商店街のある中央通り線は、1日に400～500本の路線バスが通る主要幹線で、大変な交通量です。'37年

に幅員20mで拡幅変更が決定されていましたが、'99年に現行幅のままにすることで、縮小変更。9.5～11.0mの幅員という狭い道路に、ひっきりなしにバスや自家用車が往来します。騒音や振動が蔵に与える影響もあり、行政としてもパーク・アンド・ライド^{※3}の検討などを行っているようですが、有効な対策を打てずにいるのが現状です。一番街商店街としてもバス路線を変更することがどのように客足に影響するか分からないため慎重に考えざるを得ない問題です。

こうした悩みはあるものの、今や川越は、商店街活性化、観光、景観など、さまざまな観点から注目が集まる地域に成長しました。

行政の立場で町並み委員会に参加してきた荒牧氏は「外の人を呼ぶためだけでなく、自分たちの歴史を大切にしたい自分たちのためのまちづくりをしようという方向になってきていると思います。行政はリーダーにはなれません。住民のなかに理解あるリーダーがいることが大きかった」とこれまでの取り組みを振り返ります。また、建築学会のコンペティションから一貫して川越を応援してくれた研究者の存在も大きいといえます。

現在、川越市は、地元酒造会社「鏡山酒造」の倉庫や明治時代の市場建築がほぼ完全な形で残っている旧川越織物市場などを取得し、これらの施設を有効活用することで、駅周辺の近代商店街と伝統的町並みを持つ一番街商店街周辺との間を結び、点から線へ、連携を持たせた地域構造を目指して、検討を行っています。住民が中心となって進めてきた町並みづくりをまち全体にどう波及させていくか。これが行政の役割なのでしょう。

一番街商店街も、町並み委員会も、蔵の会も、そして行政も、今の姿がゴールとは誰も思っていないでしょう。景観形成とまちづくりが結びつくには、時間がかかります。しかし、継続はその地域に力を与えてくれることを川越の歴史は教えてくれます。



大正浪漫通りでは、実現に向けて大正浪漫委員会が発足、専門部会でデザイン審査・指導などを行っている



発足時から蔵の会にも参加する荒牧氏。行政の立場で、町並み委員会には文化財保護課在職時から10年ほどかかわっているが、蔵の会のメンバーとしてもかかわりは深い

※3 パーク・アンド・ライド最寄り駅の周辺に自動車を駐車し、公共施設機関に乗り換えて目的地まで向かう方法。

美しい丘陵景観が全国的にも知られている美瑛町。小麦、ビート、ジャガイモなどを植えた畑が自然のまま彩られている姿は、まさにパッチワークという言葉がぴったりです。

北海道の農村景観のなかでも多くの人々を魅了してやまない美瑛町の景観の今を取材しました。

写真家・前田真三氏の役割

十勝岳連峰と夕張山系の間に位置する美瑛町の美しい景観が知られるようになったのは、1970年代。自家用車やたばこのテレビコマーシャルのロケ地として使われるようになり、少しずつ知られるようになりました。しかし、美瑛の美しさを今まで気付かなかった町民にまで深く印象付けたのは写真家の故・前田真三氏です。商社勤務の後、写真活動に入った前田氏が71年に約3カ月かけて行った日本列島縦断撮影旅行の帰路で出会ったのが美瑛・上富良野の丘でした。その後も前田氏は美瑛に通い続け、シャッターを押し続けます。

当時も写真愛好家たちはいましたが、そのレンズは十勝岳を向いていたと、地元の方は語ります。しかし、前田氏のレンズは丘を向いていました。「すみませんね」と声をかけながらカメラをかついで畑のなかを歩く前田氏を思い出す農家もいます。また、三脚を立てて畑のなかでシャッターを切る前田氏を測量士と間違えていた農家もいたといいます。

前田氏の写真は、いつもの丘の畑を撮影しただけなのに、見る人をとりこにしまう魅力がありました。それは町民にとっても同じことでした。

前田氏は'87年に町内に個人のフォトギャラリー「拓真館」をオープンさせます。美瑛の丘の中心部ともいえる拓進地区に廃校となっていた旧千代田小学校の跡地があり、町の協力を得て、この土地と建物を利用して完成させたものです。美瑛駅から10kmほどのところにあり、拓真館までの道のりは肉眼で丘の風景を眺めながら向かうことになります。館内に入ると、今見てきた風景とは違った表情の丘に出会うことができるというギャラリーです。

前田氏の写真や拓真館の開館で、美瑛町の農村景観の注目度は一気に高まります。

パッチワークという言葉が似合う美瑛の農村景観

農村景観を共有財産として守るために

～「丘のまちびえい」の今～



拓真館がオープンした年は、おりしも総合地域整備法（リゾート法）が施行された年でもありました。'89年、美瑛町は同法に基づく北海道の「富良野大雪リゾート地域整備構想」の指定を受けます。美瑛町でも白金地区など、さまざまなリゾート開発の動きが活発になります。周辺にリゾートホテルやペンションの建設などが聞かれるようになり、また観光客や町外からの移住希望者の増加など、注目の集まってきた農村景観の破壊を危ぐする声も見られるようになりました。

こうしたことから美瑛町では地域の景観を保全していく気運が高まり、'89年12月15日に「美瑛町景観条例」が制定されています。この条例は、景観形成を図る地区を指定し、その地区における建築物や屋外広告物、宅地造成などについて届け出を義務付けるものでした。また、翌年には自然環境保全地区や緑化推進地区等の指定、開発行為の届け出を義務付けた「美瑛町自然環境保全条例」も施行されています。

このころは、観光客、開発業者、行政関係者など、さまざまな立場の人が美瑛町に注目した時期でもありました。ある意味、美瑛町にとっては、町内の基盤整備を積極的に進めるための人的ネットワークができた時期でもあります。

'80年代末ごろから、美瑛ではいろいろな事業が活気付きます。ヘルシーマラソンや那智・美瑛火祭りなどイベントの開催、福祉センターや清掃センターの完成、新しい役場庁舎も'94年に竣工します。また、美瑛町の駅前商店街である本通土地区画整理事業が'89年からスタートします。

美瑛の玄関口をお色直し

美瑛軟石で建築されたJR美瑛駅を降り立つと、正面には十勝岳がそびえ、駅前広場を中心に統一された三角屋根と、建物同士の色彩が調和した景観の美

しい本通の街並みが広がります。

'89年からスタートした本通土地区画整理事業では、本通地区土地区画整理組合を設立し、本通の拡幅と換地に伴って、商店から住宅まで、ほとんどの建物が改築されています。改築に当たっては、住民ら約170名が、美瑛の自然と歴史から特徴付けた「石、花、緑、人」をテーマに検討された「街づくりマニュアル」と呼ばれる建築協定を結び、街並み整備を進めてきました。

街づくりマニュアルには、屋根のデザインは45度の等辺切妻屋根、無落雪屋根の場合でも可能な限り三角形を基調とするデザインを取り入れること、ファサード（建物の正面）のデザインは軟石の積極的使用を推奨する、外壁はグレー・茶・黄・緑色系から選ぶなどの項目があり、これに基づいて本通地区が整備されています。また、この事業では一部電線の地中化や流雪溝なども整備され、美瑛の玄関口と



さまざまな表情の丘の写真が並ぶ拓真館の館内



大型観光バスも訪れるようになった拓真館

して、美しい街並みが01年度に完成しています。

近年、商店街活性化に伴い、あちこちで街並み整備が叫ばれ、道内でもさまざまな商店街の取り組みを耳にしますが、美瑛町の場合、その着手が早く、商店街活性化のみならず、景観や観光政策を視野に入れた取り組みだったといえます。ただ、残念なことに、美瑛の農村景観が目的の観光客は、バスや車で農業地を移動し、市街地周辺にまで足を伸ばさないのです。商店街の商品構成が地元住民を相手にしていることもあり、観光消費を受けとめる体制づくりがなされていないことは、今後の課題でしょう。

初めて美瑛を訪れた人は、丘の風景だけでなく、



地元軟石を使った2代目のJR美瑛駅。この駅も美瑛の魅力



本通地区の駅前商店街。大雪の山をイメージした三角の屋根と色調が統一され、美しい

駅前街並みの美しさにも驚くといいますから、自然と街並みの景観をうまく結び付けて、積極的なアピールを行っていくことがカギのように思います。

農村景観の課題と美瑛

美瑛町の農村景観は、景観を形成するために人工的に作られたものではなく、農家が農業を営むために生産活動をしている空間です。作物の違いによって区画ごとの畑の色が異なることや、丘陵地帯独特の起伏がパッチワーク模様と呼ばれる景色を生み出しています。また、輪作のため同じ景観が再び作り出されることもありません。

しかし、生産者の立場で考えると、この丘陵は農業生産効率を阻害するものでもあります。傾斜のため大型機械が入りにくい、機械を使用する場合も常に危険がつきまとい、大雨などの災害がくれば、土が流されてしまうなどの懸念があります。町内では'80年ごろから国の事業として丘を切り崩して傾斜を緩くする均平化事業と呼ばれるものを実施する農家も見られ、一部、丘の形が変わってきたところもあるといいます。

また、多くの観光客が美瑛を訪れ、写真撮影のために路上駐車して農地に入るため農作業に支障をきたしたり、あるいはゴミを捨てて帰るなど、観光客とのあつれきが指摘されたことがあります。町や観光協会、観光事業者らが観光客にマナーを守るように呼びかけ、農家からの苦情も減ったようですが、農村景観を観光に結び付けていくには、観光客のモラルとともに、農家の理解が欠かせないように思います。

農業者の高齢化が進むなか、基幹産業である農業をいかに守っていくかも重要な問題です。最近では美瑛でも離農者が増え、耕作されなくなった土地が荒廃していくことで景観に影響を与えているようになっています。これまで景観を守るための直接的な助

成などは行われておらず、今後はこうした課題にも対処していく必要があります。

いずれにしても、道内における農村景観の維持と保全の取り組みは、課題を抱えているのが現状のようです。

新たな景観条例の制定と農村景観の保全

'89年に施行された美瑛町景観条例は、リゾート開発の波に一定の規制をかけようとした取り組みでしたが、景観形成を図るための地区指定は、町有地であった「ビルケの森景観形成地区」だけにとどまりました。民有地はなかなか地権者の理解を得られなかったのです。ただ、当時のリゾート開発への規制という点では、白金温泉に近いその地区の指定ができれば十分だったということもあります。

ところが、地域開発を進めていた時代から近年は自然保護や景観保全へと意識が変化し、美瑛の農村景観に対する価値が高まり、また、住民参加によるまちづくりの気運も高まるなど、景観をめぐるさまざまな情勢も変化してきました。なかでも危機感を抱くことになったのは、町外からの移住者の増加でした。移住者の増加は、町にとっては喜ばしいことではありますが、その一方で、景観のよい丘陵地への住宅建設が増え、それに伴う電柱などの工作物設置によって、景観が阻害される事態が見られるようになったのです。また、農家経営の厳しさや離農などによって、農地法の規制のかからない土地の転売なども見られているといいます。確かに、美瑛町内を車で走ると、「この建物がなければいい写真スポットなのに」と思う建物、ペンションや飲食店の看板などがずいぶん目に入ります。

こうした事態を受けて、町では2000年7月から新たな景観条例制定のために景観審議会を開催し、行政内部の検討、町民向け研修会やフォーラムの開催、

地区説明会などを経て、今年3月に「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」を制定しました。新しい景観条例は7月1日から施行されています。

この条例は全町を対象にしており、町内を景観の性質によって農村景観地域、市街地景観地域、山岳高原景観地域の三つに区分し、一定規模以上の開発については、町に事前協議を申し出ることになっています。また、開発を行う者は近隣者への事前公開や説明会などが義務付けられており、町民自身が景観形成の主体者として参加していくことが明確化されています。公共事業についても、景観に配慮するよう、国や他の地方公共団体に対して要請するとあり、国や道に対して積極的に町の姿勢を示していくことが明文化されました。開発行為の事前協議などについては、農業者への影響を考慮し、直接農業経営にかかわるものは適用除外となっています。

美瑛の魅力である農地に対する規制がないことは農村景観を阻害する開発の不安も感じさせますが、そもそも生産の現場である農地が美しい景観となっているわけで、農地については、農地法や農業振興地域の整備に関する法律により農業以外の使用は規制があります。農家からは「景観についての規制は我々にメリットがない」という意見もあったようです。農業振興の観点と農村景観保全の側面、さらに観光産業への波及など、地域の将来像をしっかりと描いて、それぞれの役割や規制事項などを検討することが重要なようです。

生産現場としての農地と美しい農村景観を守ることが同時に図られていくことが理想ですが、それは本当に現実的なことなのか、今後の行方を見ないことには、結論は出ないように思います。ただ、地域住民自らが景観形成地区指定を申し出ることのできるため、開発から景観を保全する仕組みは守られています。



2000年から景観審議会
会長を務める花本氏

景観を阻害する建築物とともに、課題となっているのは、離農した農地の問題です。そのまま放っておけば荒地になってしまい、景観を損ねてしまうことになります。景観のために花を植えるなどの対策も考えられますが、種の費用など、資金が必要です。そこで、町では景観保全のための景観基金を設立することにしています。基金設立は、美瑛ファンから「美瑛の農村景観を守るために使ってください」という寄付があったことがきっかけになっています。景観審議会の会長を務める花本正志氏は「農家もいろいろと苦労しています。農村景観を維持するにはやはりお金がかかるのです」といいます。今後は、審議会のなかで、基金をどのような基準で運用していくのかを検討し、美瑛の農村景観保全に役立てていくことになっています。寄付をくださるほどのファンがいることは、地域にとっても大きな支えです。逆にこうしたファンがいることで、地域の責任感も生まれてくるように思います。

地域の魅力ある景観をどう生かし、役立てるか

美しい農村景観を有する地域として全国的にも有名な美瑛ですが、今後も景観を生かした地域活性化に向けては、いくつか取り組むべきことがあるといえます。農業の後継者不足という大きな課題とともに、年間100万人を超える観光客への対応です。地域においていかに多くの消費をしてもらうか。そして、それが地域内に還元される仕組みを確立しなければなりません。景観イメージを利用した特産品のブランド化、産業の連携による経済活性化の方策など、美しい景観をどう生かし、役立てていくかということが大きなポイントのようです。

新たな景観条例や景観基金などの政策がそろい、民間側も農林業・観光・商業を連携させるために「びえい農観学園」（NPO法人申請を検討中）を立ち



オンシーズンとオフシーズンが明確に分かれているのが美瑛観光の課題と大庭氏

上げるなど、いくつかのツールがそろってきており、こうした点の動きを線や面の動きに発展させ、「丘のまちびえい」として、地域経済にしっかり根付くように今後の取り組みが期待されるようです。

また、優れた農村景観を有する地域として、農村景観のあり方や保全・維持の課題について、もっと情報を発信し、政策提言を行っていくような役割を担っていく存在であるべきでしょう。文化庁が検討している「文化的景観」としてその候補にも挙げられている美瑛町ですが、この点では農地への規制を危惧しています。「自然保護の面ではいいのですが、実際に農業を営んでいる地域ですから、この点はかなり心配しています」と美瑛町政策調整室の大庭路世氏。花本氏も「外からこれをしては駄目だといわれても地域の農家の人たちが受け入れないと無理でしょう」といいます。

農業経営そのものが厳しくなり、地域だけで農村景観を維持していくには限界があります。地域外からの資金や知恵、人材などをうまく活用しながら農村景観を維持する時代になってきているのではないのでしょうか。

景観はある意味、地域の財産であり、国民の財産であり、人類の財産でもあるように思います。地域の実情、地域の声をもっと発信していくことが、実は農村景観を守っていくことの第一歩かもしれません。

※ 文化的景観

農村、漁村、山村など、生活を営んでいる場所で歴史や文化を背景に固有の風土が見られる景観のこと。文化庁では棚田や里山など「文化的景観」を文化財として保護することを検討している。この6月には検討委員会によって国内の180カ所を重要地域として国が保護すべきだとする報告書がまとめられ、道内でも美瑛町の丘陵地帯や十勝平野など6カ所が選ばれている。早ければ来年の通常国会に文化庁が文化財保護法の改正案を提出すると見られている。

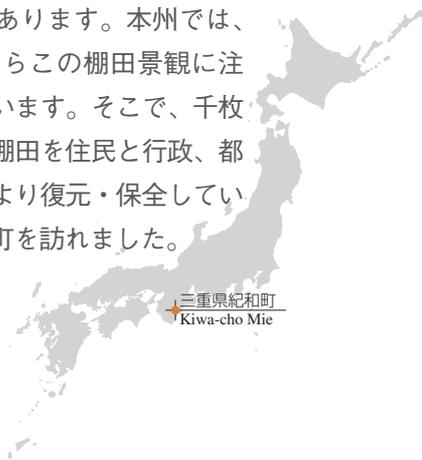
住民と行政による 千枚田の復活と保全

～三重県紀和町の取り組み～



美しい丸山千枚田の全景

建築物で構成される都市景観と対極にあるのが農村景観。北海道にも広大な農村景観があちこちに見られますが、北海道にはない農村景観の一つに棚田があります。本州では、10年ほど前からこの棚田景観に注目が集まっています。そこで、千枚田と呼ばれる棚田を住民と行政、都市との連携により復元・保全している三重県紀和町を訪れました。



関心が高まる棚田の風景

紀和町は、三重県南部の和歌山県と奈良県の県境にあるまちです。この辺りは、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社の熊野三山に通じる熊野古道があり、ひとたび山のなかに入ると静寂に包まれた空気に囲まれます。

1955年に三つの村が合併してできた紀和町には、奈良時代から鉱山の歴史があり、奈良の東大寺の大仏が建立されたときには、この辺りから大量の銅が供出されたといわれています。昭和に入り石原産業株式会社という民間企業によって銅鉱山開発が積極的に進められ、雇用の増大で人口も急増し、ピーク時には1万人を超える人々が住んでいました。しかし、'60年代に入り銅価格が低迷、鉱山経営の合理化が進められたことで人口流出が始まります。'78年に

は鉾山が閉山し、急激な過疎・高齢化をたどり、現在の人口は約1,800人、高齢化率は全国一（'02年9月末現在で51.52%）になっています。

紀和町には丸山千枚田と呼ばれる棚田があります。傾斜地に階段状に作られた多彩な形の田んぼは、季節や時間帯によってさまざまな表情があり、北海道の農村景観とは違った魅力があります。千枚田とは、田んぼが千枚もあるくらい多いこと、あるいは「狭い田」から千枚田と呼ばれるようになったようですが、本州には、紀和町だけでなく、石川県輪島市をはじめ、千枚田と呼ばれる棚田がいくつもあります。特に最近では全国棚田（千枚田）サミットが開催されるなど、棚田景観に注目が集まっているのです。

先人たちの財産を継承する強い思い

紀和町の丸山千枚田は、1601年には2,240枚、7.1haの田んぼがあったと記録されています。明治時代には11.3haまで面積が増え、戦後20年間はほぼこの規模で維持されてきました。しかし、'70年代に始まった稲作転換対策により、一部でスギの植林が行われるようになります。さらに'78年の鉾山閉山によって急激な過疎と高齢化が進み、耕作放棄が見られるようになります。2,000枚以上あった田んぼが、'92年には530枚にまで減少し、丸山地区の住民は危機感を抱くようになります。

一度、荒れ地になってしまうと、山間部で高齢化の進む地域では、もとに戻すことは難しくなります。農地が荒廃することの危ぐは、田んぼへの強いこだわりでもあります。傾斜地を利用して作ってきた棚田は、狭い土地を有効に活用し、1粒でも多くの米を収穫しようと努力してきた先人たちの歴史でもあります。流通があまり発達していない昔は、山間部の農地は大変貴重でしたから、その先代から受け継いだ農地をどんな形であれ、残したいと思うのは当然

です。大切な農地を自分の代で荒らしてしまっただけで申しわけないという気持ちは、歴史が浅い北海道の農家であっても同じでしょう。先祖代々続く丸山千枚田を守ってきたこの地域の農家にしてみれば、我々には計り知れない強い思いがあつて当然です。丸山千枚田は、この地域の人々にとって、誇りある資源なのです。

こうした事態を見かねた丸山地区の住民たちは、'93年の地区座談会で、千枚田の風景を復元しようと声を上げます。住民らは町に荒地を無条件で貸してほしいと申し入れ、地区の全24戸が参加して「丸山千枚田保存会」を結成します。そして、町とともに千枚田の復元・保全に取り組むことになったのです。

丸山千枚田条例の制定と千枚田の復元

紀和町では、'93年4月に町の全額出資による財団法人紀和町ふるさと公社を設立していました。それまで特別会計で運営していたキジの生産事業や特産物加工所などの事業を合体させ、農業者の高齢化と後継者不足による課題を都市との交流事業を含めて営農指導を行っていきこうという狙いで設立されたものです。丸山千枚田保存会が発足したことで、この公社が放棄地を借り上げ、保存会メンバーである地元農家を作業員に雇う形で、復田を開始させる体制が整い、早速'93年秋から復元作業に着手します。

一方、町では'94年に「紀和町丸山千枚田条例」を制定。この条例によって、千枚田の保護区域を指定し、区域内における所有者の移転や耕作内容の変更、工作物設置についての届け出を義務付けるとともに、保護区域内の所有者に対する助成などを定めました。地元農家の組織である保存会が千枚田の維持管理を行う実行部隊となり、行政は各種の事業などによって予算を確保し、公社が維持管理作業を行う事業主体となり、千枚田の復元が始まりました。ほぼ4年が

かりで810枚、2.4haの田んぼが復元されています。その結果、丸山千枚田は現在1,340枚、7.2haとなり、千枚田の名にふさわしい姿に復活しました。

明治時代に比べれば面積は少ないのですが、スキの植林が行われた田の復元は容易でないことや、維持管理の継続性を考慮して、これ以上の復元は当面実施しないこととなっています。田んぼと田んぼの間を仕切るあぜもビニールシートなどを使って省力化したものでなく、昔ながらの手法で、泥で塗ったあぜ塗りになっています。これは自然の美しさを演出し、日本の原風景を感じさせてくれます。このあぜ塗りは、農家がもともとその手法でやってきたのだからと自発的に行ったものだと思います。農家の人にしてみれば当然なのでしょうが、よく考えてみると、それこそが地域のこだわりで、地域文化が息づく景観が生まれているのだと思います。

小さなまちのメリットとデメリット

復田を進めることは、一方で減反という国の農業政策から見れば逆行する動きでもありました。しかし、紀和町内の総農家戸数はわずか140戸程度、うち自給的農家が約3分の2を占めています。このため、1戸当たりの平均農地面積は1haに満たないという小規模なもので、2.4haの復田をしたといっても、町内全体の減反目標の達成率は100%を軽く超える状況でした。1戸当たりの減反を指標とするのではなく、町内全体を指標とすることで、真正面から減反政策に対抗する必要はなかったようです。小さなまちの小さな規模でのメリットかもしれません。

一方で、小さなまちゆえのデメリットもあります。ほぼ無農薬に近い昔ながらの農法のため、取れ高の歩合は標準より低く、傾斜地に作られた小さな田んぼがほとんどなので機械化できない作業ばかりです。そこで問題となるのが労力です。田植え、草刈り、

稲刈りなどは保存会メンバーの高齢化もあり、すべてを保存会メンバーで行うことは難しいのです。

また、新たに復元した田んぼの維持管理費の問題もあります。高齢化した保存会メンバーがボランティアで維持管理をしていくことはやはり無理です。そこで、導入されたのが、オーナー制度でした。

オーナー制度と千枚田維持の資金

現在、丸山千枚田は1,340枚、7.2haの面積となっていますが、うち農家が個人で管理している部分は4.4ha、保存会が管理している部分が2.8haありま



オーナーが参加して田植えを行う田植え祭り



オーナーは千枚田荘に1,000円で宿泊できる

す。この2.8haの田んぼのうち、保存会が直接管理する1.6haを除いた1.2haを町外の人々にオーナーになってもらう制度です。

この制度は'96年から導入され、初年度は68組のオーナーを受け入れました。オーナーは、年間3万円をオーナー料として支払い、100m²の田んぼのオーナーとなります。町では、毎年春に田植え祭りを、秋に稲刈りの集いを行います。基本的にはこの作業に参加できる人がオーナーの条件です。遠距離や都合で参加できない場合には、町が管理してくれます。オーナーになると、丸山千枚田で生産された米15kgと、年に2回紀和町でとれた野菜や特産品を提供してくれます。丸山千枚田のなかにある宿泊施設「千枚田荘」を優先的に割引料金で利用することもできます。

オーナーは毎年100組募集しており、昨年の実績では地元の三重県が約5割、愛知・大阪・和歌山などの近隣府県のほか東京在住のオーナーもいました。3分の2がリピーターで、小さな子どもから70歳以上のお年寄りまで、さまざまな年代のオーナーが丸山千枚田を支えています。

オーナー制度の導入で、一定の労力と資金は確保できましたが、すべてをオーナー制度で賄うことはできません。労力については、オーナーと保存会メンバーに加えて、田植え準備や草刈り、稲刈りの準備や精米などを町職員や公社職員がサポートしています。

また、資金については、オーナー料に加え、'99年からは一口1万円の協力金を払って千枚田でとれた米1.5kgと機関紙の提供を受ける「丸山千枚田を守る会」もスタートさせ、この会費も維持管理に充てています。しかし、それだけでは、必要経費の3割にも満たないのが現状です。保存会が管理する2.8haの田んぼを維持していくためには、年間1,300万円ほどの維持管理費がかかっています。そのほとんどが千枚

田の管理委託費、要は作業労賃として、公社から保存会に対して支払われているものです。丸山千枚田を維持するために、国・県・町が出資して設立した基金を取り崩してこの事業に充て、さらに県の補助金や千枚田で収穫された米販売などでやりくりしていますが、それでも毎年300~400万円程度の資金が足りず、この分は町の持ち出しによって管理されているのが実態です。

町としてもこの持ち出しは厳しいものがあるようですが、丸山千枚田は県内だけでなく、全国的にも注目される存在となり、地方財政の厳しいなか、紀和町でも何とかまちの顔となった丸山千枚田を継承していこうと努力しているのです。

生産の現場でもある農村景観を守り、維持するためには「手間と費用がかかるのです。それほどの費用をかけないと維持できないのが現実です」と紀和町産業建設課農林係の松本健係長はいいます。

観光のまちを目指して

丸山地区住民の声にいち早く対処し、厳しい財政のなかでも財政措置を継続している背景には、紀和町が'79年に観光と福祉のまちへ政策転換を行ったことが背景にあります。鉱山閉山後に国が行っていた鉱床調査で、温泉が湧出したことを契機に、鉱山のまちから転身を図ることを打ち出したのです。町内には、熊野川の支流である北山川の溪谷「瀨峡」^{どろきょう}などの名所もあり、'97年には第二の温泉も湧出しています。

また、千枚田条例制定前後には景観保全を目的としたユニークな条例が制定されています。'90年には町内に生息するホタルを保護するために区域を指定し、ホタルの生育に必要な樹木や草の刈り取り、販売を目的としたホタル採集を禁止する「紀和町螢保護育成条例」。'91年には日本の滝百選にも選ばれた



これまで「最も遠方のオーナーは沖縄県在住者でした」という松本係長

布引の滝周辺の森林を町が買い取り、樹木を切らずに保存して滝の景観を保持していこうという「紀和町きらずの森の設置及び管理に関する条例」。夕陽の景観が美しいと町内で評判だった学校の跡地の公園化を契機にその丘を良好な環境保全と施設整備を行っていこうという「紀和町夕陽の丘条例」（'96年制定）など、地域の思いや文化、風土などを生かしていこうというユニークな条例が多いのです。

いくつかの観光名所がある紀和町のなかでも丸山千枚田の景観が地域の集客ツールとして役立っていることは周知の事実。今では日帰りのバスツアーやカメラマンなどがやってくるようになり、年間の観光入り込み客数は約40万人といます。しかし、各種の条例などの取り組みがうまく連携できていないといった課題もあるといます。

農村景観保全の課題

紀和町でもご多分にもれず、周辺市町村と合併の議論が始まっています。しかし、合併議論のなかでも丸山千枚田に対する取り組みの継続は理解が得られているといます。一方で、保存会の高齢化、後継者不在という大きな課題がのしかかっています。現在、行政職員で丸山千枚田の保存部会が組織され、今後の対策を町長に提言することとなっているそうですが、その話題の中心は、やはり後継者問題と経費抑制、増収の方策だといいます。

6月に文化庁の検討委員会がまとめた文化的景観の候補としてもリストに挙がっている丸山千枚田ですが、この点について松本係長は「紀和町としてはお断りする方針です。指定を受けると、史跡と同じような扱いになるのではないかと考えているからです。作業用に歩道を作ったり、東屋を建てることもできなくなります。都会の人が見れば、止まっているように見えても、千枚田は米を作るための田んぼで、

人間が手を加えなければいけないのです。毎年顔が違って当たり前なのです」と、農村景観が生産の現場であることを強調します。

農村景観は、農作業があり、日々変化していることを忘れてはなりません。そこに農村景観を守り、維持していくことの難しさと価値があるように思います。都市住民は、ただそれを鑑賞するだけでいいのでしょうか。例えば、農村景観に憩いややすらぎを感じたならば、景観を維持するために必要な資金や知恵を差し出すという姿勢が今求められているように思います。



日本の滝百選にも選ばれた布引の滝の入口。この周辺一帯が「きらずの森」に指定されている



丸山千枚田のなかで最も小さな田んぼ

SKY SPORTS FAIR

空いっぱい
の夢、飛ぼう。



デモフライト モーターグライダー/マイクロライトプレーン/モーターパラグライダー/バグライダーライズアップ/模型飛行機/スポーツカイト/スカイダイビング
地上展示 各種スカイスポーツ機材の展示
体験 熱気球(係留)/ハンクグライダー(シミュレータ)/模型飛行機(体験操縦)/スポーツカイト(体験操作)/スカイダイビングタンデム/ヘリコプター体験飛行(有料)
教室 和声教室/紙飛行機教室/ペットボトルロケット教室/竹とんぼ教室
フィールド スカイスポーツスタンプラリー/フィールドアトラクション/白老町物産市(販売・飲食)/お楽しみ抽選会/地元YOSAKOI/太鼓団体 など

空に広がり、夢・元気。

2003 北海道スカイスポーツフェア

9/7日 9:00 ~ 15:00

しらおい

入場無料

※当日、天候等によりイベント内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

無料P完備

会場 白老滑空場
白老郡白老町字北吉原516番地

[主 催] 白老町スカイスポーツフェア実行委員会、
社団法人 北海道スカイスポーツ協会
[協 力] 学) 日本航空学園

無料シャトルバス運行 JR白老駅~会場

(お問い合わせ先) ●白老町スカイスポーツフェア実行委員会 TEL.(0144) 85-2020
●(社)北海道スカイスポーツ協会 TEL.(011) 232-4347





TOUR DE HOKKAIDO 2003

大会のあゆみ

- 第1回大会 1987年 道央圏
482Km 選手: 95人 市民: 376人
- 第2回大会 1988年 道東圏
567Km 選手: 99人 市民: 437人
- 第3回大会 1989年 道北圏
655Km 選手: 100人 市民: 361人
- 第4回大会 1990年 道南・道央圏
610Km 選手: 110人 市民: 390人
- 第5回大会 1991年 道央圏
685Km 選手: 120人 市民: 621人
- 第6回大会 1992年 道東圏
540Km 選手: 100人 市民: 473人
- 第7回大会 1993年 道北圏
560Km 選手: 98人 市民: 825人
- 第8回大会 1994年 道南圏
608Km 選手: 100人 市民: 469人
- 第9回大会 1995年 道央圏
575Km 選手: 104人 市民: 806人
- 第10回大会 1996年 道東・道央圏
600Km 選手: 104人 市民: 787人
- ★第11回大会 1997年 道北・道央圏 UCI公認国際大会
723Km 選手: 100人 市民: 755人
- ★第12回大会 1998年 道南・道央圏 UCI公認国際大会
594Km 選手: 94人 市民: 629人
- ★第13回大会 1999年 道東・道央圏 UCI公認国際大会
763Km 選手: 85人 市民: 531人
- ★第14回大会 2000年 道北・道央圏 UCI公認国際大会
810Km 選手: 100人 市民: 559人
- ★第15回大会 2001年 道南・道央圏 UCI公認国際大会
816Km 選手: 99人 市民: 620人
- ★第16回大会 2002年 道東・道央圏 UCI公認国際大会
736Km 選手: 100人 市民: 546人

2003 ツール・ド・北海道国際大会 選手競技日程

日程	ステージ	区間	距離
9月10日(水)	プロローグ(タイムトライアル)	旭川市	2.3Km
9月11日(木)	第1ステージ(ロードレース)	旭川市～名寄市	181Km
9月12日(金)	第2ステージ(ロードレース)	美深町～稚内市	181Km
9月13日(土)	第3ステージ(ロードレース)	豊後町～留萌市	172Km
9月14日(日)	第4ステージ(ロードレース)	滝川市～札幌市	170Km
9月15日(月・祝)	第5ステージ(クリテリウム)	札幌市	61Km
合計 6日間	29市町村(8市17町4村)	765Km	

2003 ツール・ド・北海道国際大会 市民レース競技日程

日程	ステージ	区間	距離
9月10日(水)	個人タイムトライアル	旭川市	2.3Km
9月13日(土)	個人ロードレース	苫前町～留萌市	44Km
	チームタイムトライアル	苫前町～留萌市	44Km
9月15日(月・祝)	クリテリウム	札幌市	23Km
	ツール・ド・ホッケー開催	札幌市	

世界の選手が競うツール・ド・北海道国際大会

北海道文化放送(UHB) 10月11日(土) 13:30～14:25 放送

SKY PerfecTV(J SKY SPORTS) 10月下旬放送予定

財団法人 ツール・ド・北海道協会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1-3 北4条ビル4F

TEL (011)222-5922 FAX (011)232-4604

http://www.tour-de-hokkaido.or.jp E-mail tourde@seegreen.ocn.ne.jp

道路ふれあい月間HOKKAIDO「道の日」2003

Photo Essay Competition

フォトエッセイコンペティション作品公募

北の道からのメッセージ。
伝えたい北海道の「道、路、未知」

写真とエッセイの 作品募集

募集期間

2003年7月1日～9月25日(必着)

私達にとって「道」とは何か? 「道」という言葉に対して人は実に様々な情景や意味を持っています。開拓の道、自然の道、人生の路など、道に関する言葉も多く、私達の生活とは切り離せない存在です。全国の皆様から伝えたい、北海道の「道、路、未知」をテーマとした写真とエッセイを募集します。入賞作品は札幌市内で展示発表され、優秀な作品は北海道の道路事業の広報に広く利用されます。さらに副賞として記念品が贈呈されます。

テーマ 伝えたい北海道の「道、路、未知」

募集作品 ・白黒プリント部門 —キャビネ判以上四つ切り以内のプリント
・カラープリント部門 —キャビネ判以上四つ切り以内のプリント
・デジタルプリント部門 —B5以上A4以内の出力プリント
※各部門共「写真1枚とエッセイ(200字以内)1編のセット」です

賞 最優秀賞 1作品 楯、賞状、賞品
優秀賞 2作品 楯、賞状、賞品
奨励賞 3作品 賞状、賞品

審査日 2003年10月4日

授賞式 11月頃予定

展示 札幌市内で展示予定

審査員 審査委員長/藤原 新也(写真家)
川口 祐二(エッセイスト) 端 聡 (現代美術家)
梁井 朗 (美術評論家) 吉崎 元章(札幌芸術の森美術館学芸員)

応募方法 写真とエッセイと一緒に「道路フェスティバル実行委員会」事務局に郵送して下さい。エッセイは原稿用紙またはワープロ原稿200字以内です。各部門共「部門」「タイトル」「氏名」「年齢」「性別」「住所」「電話番号」「職業」「撮影年月日」「撮影場所(道路名)」「今回の募集を知った場所」を記入した紙片を貼って下さい。詳しくはHP(<http://www.decnet.or.jp/roadfes/>)又は、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

応募上の注意 応募は1人何点でも可能です。入賞は1人1点です。未発表作品に限ります。応募作品の返却は選外となった作品に限ります。住所を記入した返信用封筒に切手を貼って同封して下さい。入賞作品の著作権・版権は主催者に帰属します。

郵送先・問い合わせ 〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目11番地 社団法人北海道開発技術センター内
「道路フェスティバル実行委員会」事務局 担当/佐藤 浩
tel(011)271-3028 fax(011)271-5115 e-mail/sato@decnet.or.jp

主催 道路フェスティバル実行委員会
(北海道開発局、北海道、札幌市、日本道路公団北海道支社)

後援 (社)日本道路協会、(社)北海道開発技術センター、(財)北海道道路管理技術センター、(社)北海道観光連盟、北海道新聞社、朝日新聞北海道支社、読売新聞北海道支社、毎日新聞北海道支社、日本経済新聞社、NHK札幌放送局、北海道放送(HBC)、札幌テレビ(STV)、北海道テレビ放送(HTB)、北海道文化放送(uhb)、テレビ北海道(Tvh)

<http://www.decnet.or.jp/roadfes/>



題字/小川 東洲



夏の農道
長谷川 隆春氏(北海道八雲町)



あし跡
後藤 博幸氏(北海道北見市)



暮れる頃
丹羽 明仁氏
(愛知県小牧市)



夕暮れの苫前海岸にて
佐藤 誠二氏(北海道黒松内町)

キャンプの 思い出コンテスト2003

作品募集



北海道には46ヶ所の高規格なオートキャンプ場が整備・供用され、森林型、海浜型、湖畔型など、様々な自然環境を有しております。この自然豊かなオートキャンプ場での「キャンプの思い出コンテスト」として募集します。



テーマ 「私のキャンプの思い出」

この夏、あなたが体験した楽しいキャンプ場での思い出をお寄せください。

募集部門

フォトコンテスト部門(デジカメも可・対象年齢制限なし)
絵てがみ部門(対象年齢制限なし)
絵日記部門(対象小学生以下)

応募要項

【応募資格】ネットワーク加盟オートキャンプ場利用者
【応募期間】2003年7月1日～9月30日(当日消印有効)
【審査員】写真専門家、キャンプ関係者、協会理事、協会事務局からなる審査委員会で選考。

入賞賞品

最優秀、優秀、佳作の各賞受賞者には表彰状と副賞(下表)を進呈。

	人数	フォトコンテスト部門	絵てがみ部門	絵日記部門
最優秀賞	1名	デジタルカメラ	デジタルカメラ	文具・腕時計+スポーツセット+クーラーバッグ
優秀賞	2名	タッチオープン	カーサイドタープ	文具・腕時計+クーラーバッグ
佳作	3名	スポーツセット	スポーツセット	文具・スポーツセット
特別賞	若干名	キャンピング・テーブル・文具など		
参加賞	全員	オリジナル動物絵はがき3枚セット		

*スポーツセット(コカ・コーラ提供)は、バドミントン、Tシャツ、キャップなどがワンセットになっています。
*文具は水彩色鉛筆セット。

応募規定

各部門共通

- 出品点数は1人2点までとし、撮影・描写した未発表の作品。
- 入賞作品の著作権は主催者に帰属するものとします。
- 被写体が人物の場合、肖像権侵害等の責任は負いかねます。(被写体の承諾を得てください)
- 応募作品は応募者本人が撮影・描写したものに限り、ます。
- 作品は原則として返却いたしません。

「フォトコンテスト部門」(一般)

- 入選した場合、主催者にネガ及びデータ提供出来る方。
- カラー、モノクロの手札サイズ以上の大きさのプリント単写真に限り、ます(デジタルカメラの場合は指定ピクセル300pixel×250pixel以上、メールでの応募も可)

「絵てがみ部門」(一般)

- 作品のサイズはハガキサイズとし、水彩画・パステル画・色鉛筆など画材は自由ですが、貼り絵は不可とします。(郵送の際に剥がれる場合があるので)

「絵日記部門」(小学生以下)

- 作品のサイズはA4サイズ以下とし、水彩画・パステル画・色鉛筆など画材は自由ですが、貼り絵は不可とします。(郵送の際に剥がれる場合があるので)

【応募方法】

加盟オートキャンプ場に備え付け(ホームページからもダウンロード可)の応募用チラシに必要事項をご記入の上協会宛郵送(またはメールに添付)ください。

【入選作品について】

協会の発行物やホームページによる紹介及び他協会が行うPR事業に活用します。

【発表】

11月中にホームページ上で発表いたします。
(ホームページアドレス: <http://www.auto-net.or.jp/>)

【主催】

社団法人 北海道オートリゾートネットワーク協会

応募先及びお問い合わせ

〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目 北口ヨシヤビル8F
社団法人 北海道オートリゾートネットワーク協会
「キャンプの思い出コンテスト実行委員会」
TEL 011-716-7661 FAX 011-716-7669
Email auto-rzt@auto-net.or.jp

主催/社団法人北海道オートリゾートネットワーク協会 後援/当協会加盟オートキャンプ場(46ヶ所)
協賛/株式会社大塚商会、株式会社小川キャンパル、株式会社秀岳荘、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、北海道リコー株式会社(五十音順)

財団法人北海道開発協会創立40周年記念講演会

21世紀、もっと輝く北海道へ。

「北海道らしい」という独自のスタイルをはぐくむこと、
そのために私たちは努力を続けます。



入場無料

◆日時◆

2003年

10月1日(水)

15:30~17:30

(開場15:00)

◆定員◆

300名

◆会場◆

京王プラザホテル札幌

2F エミネンスホール

札幌市中央区北5条西7丁目

TEL.011-271-0111

— 第1部 — 15:40~16:30

「土木のころ」

田村喜子氏

(作家)



1932年京都市生まれ。'55年京都府立大学文学部卒業後、都新聞社報道部記者を経て文筆活動に入る。'83年琵琶湖疎水をつくりあげた男たちの苦闘を描いた『京都インクライン物語』で第一回土木学会著作賞を受賞。現在、日本ペンクラブ・日本文芸家協会会員、国土交通省独立行政法人評価委員、(社)日本河川協会理事、(財)ハイウェイ交流センター評議員、特定非営利活動法人 風土工学デザイン研究所理事長。著書、『京都インクライン物語』(新潮社)、『北海道浪漫鉄道』(新潮社)、『浪漫列島「道の駅」めぐり』(講談社)、『土木のころ 夢追いびとたちの系譜』(山海堂)など多数。

— 第2部 — 16:40~17:30

「東アジアの中の北海道」

森地茂氏

(東京大学大学院工学系研究科教授)



1943年京都市生まれ。'66年東京大学工学部土木工学科卒業後、日本国有鉄道に入社。'67年東京工業大学理工学部助手、'87年東京工業大学工学部土木工学科教授を経て、'96年東京大学大学院工学系研究科教授。(この間、'80年~'81年マサチューセッツ工科大学客員研究員、'92年~'93年フィリピン大学客員教授、'02年東京工業大学名誉教授。)現在、政府審議会では、国土審議会委員、独立行政法人評価委員会委員、交通政策審議会委員を務めるほか、交通工学研究会会長、日本交通学会評議員、アジア交通学会副会長、EAST-JAPAN会長など公職多数。著書、『計画論』(彰国社)、『土木計画における予測』(土木学会)、『土木工学ハンドブック 第30編交通』(土木学会)、『交通需要予測ハンドブック』(土木学会)など多数。

●お問い合わせ先

財団法人 北海道開発協会 企画広報部

〒001-0011 札幌市北区北11条西2丁目 セントラル札幌ビル

TEL.011-709-5212 FAX.011-709-5225

E-mail: pr-div@hkk.or.jp

開発DIARY 9月

1日(月)～5日(金)

「石狩川の記憶」写真展 恵庭会場

10:00～18:00 恵庭RBパーク交流展示ギャラリー

主催/北海道遺産「石狩川」を語る実行委員会(石狩川開発建設部、旭川開発建設部、札幌土木現業所、旭川土木現業所、札幌市、北海道遺産構想推進協議会、北海道新聞社、全国地方新聞社連合会)

問い合わせ/ (財)石狩川振興財団 (011) 242-2242

5日(金)

最近の河川・ダム技術講演会

13:00～17:00 (財)北海道開発協会6階会議室

「武田信玄の治水技術検証」

砂田 憲吾氏

(山梨大学大学院医学工学総合研究部教授)

「日本の水・世界の水 -日本はどう貢献するのか-」

虫明 功臣氏

(福島大学行政社会学部教授・東京大学名誉教授)

定員/200名・要申込

主催/ (財)北海道河川防災研究センター

問い合わせ/最近の河川・ダム技術講演会係

(011) 222-8141

7日(日)

2003北海道スカイスポーツフェアインしらおい

9:00～15:00 白老滑空場

JR白老駅より無料シャトルバス運行

デモフライト/地上展示/体験/教室/ほか

●入場無料●

主催/白老町スカイスポーツフェア実行委員会、(社)北海道スカイスポーツ協会

協力/ (学)日本航空学園

問い合わせ/実行委員会 (0144) 85-2020

10日(水)～15日(月・祝)

2003ツール・ド・北海道国際大会

・選手競技

10日 プロローグ タイムトライアル 旭川市

11日 第1ステージ 旭川市～名寄市 181km

12日 第2ステージ 美深町～稚内市 181km

13日 第3ステージ 豊富町～留萌市 172km

14日 第4ステージ 滝川市～札幌市 170km

15日 第5ステージ クリテリウム 札幌市

・市民レース競技

10日 個人タイムトライアル 旭川市

13日 個人ロードレース 苫前町～留萌市 44km

チームタイムトライアル 苫前町～留萌市 44km

15日 クリテリウム 札幌市

ツール・ド・フェスティバル 札幌市

主催/ (財)ツール・ド・北海道協会、(財)日本自転車競技連盟

問い合わせ/ (財)ツール・ド・北海道協会 (011) 222-5922

<http://www.tour-de-hokkaido.or.jp/>

15日(月・祝)～18日(木)

「石狩川の記憶」写真展 岩見沢会場

10:00～18:00 岩見沢市文化センター

主催/北海道遺産「石狩川」を語る実行委員会(石狩川開発建設部、旭川開発建設部、札幌土木現業所、旭川土木現業所、札幌市、北海道遺産構想推進協議会、北海道新聞社、全国地方新聞社連合会)

問い合わせ/ (財)石狩川振興財団 (011) 242-2242

19日(金)

室蘭地区道路技術者実務講習会

9:00～16:00 (社)室蘭建設業協会

定員/80名

受講料/5,000円(テキスト代含む)

主催/ (財)北海道道路管理技術センター、(社)室蘭建設業協会

後援/室蘭開発建設部

申込・問い合わせ/ (財)北海道道路技術管理センター

(011) 736-8577

22日(月)～28日(日)

「石狩川の記憶」写真展 旭川会場

10:00～18:00 アッシュ・アトリウム

主催/北海道遺産「石狩川」を語る実行委員会(石狩川開発建設部、旭川開発建設部、札幌土木現業所、旭川土木現業所、札幌市、北海道遺産構想推進協議会、北海道新聞社、全国地方新聞社連合会)

問い合わせ/ (財)石狩川振興財団 (011) 242-2242

24日(水)

北海道開発シンポジウム

小樽～後志 地域連携による産業創造

15:00～17:30 ヒルトン小樽

事例報告

雪冷熱エネルギー研究活用

古谷 和之氏 (くっちゃん産業クラスター研究会)

ゼオライトを活用した蓄熱暖房システムの開発

木下 修氏 (株式会社木下合金代表取締役)

深層水開発

大嶋 正行氏 (岩内町助役)

コラーゲン開発

井原 慶児氏 (井原水産株式会社代表取締役)

コーディネーター/山田 家正氏 (北海道開拓記念館館長)

アドバイザー/武笠 幸一氏 (北海道大学大学院工学研究

科教授)、山本 秀明氏 (小樽商工会議所副

会頭)、井上 一郎氏 (北海道中小企業家同

友会しりべし・小樽支部副支部長)

主催/小樽開発建設部

後援/後志支庁、小樽土木現業所、小樽市、後志町村会、小樽商工会議所、俱知安商工会議所、岩内商工会議所、余市商工会議所、北海道後志管内商工会連合会、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、北海道新聞小樽支社

問い合わせ/小樽開発建設部地域振興対策室

(0134) 23-5131内線401

27日(土)

オートリゾートフォーラムin道北

10:00～17:00 ふうれん望湖台自然公園オートキャンプ場

(上川郡風連町字池の上)

基調講演/パネルディスカッション/アウトドア体験/特別展示等

主催/ (社)北海道オートリゾートネットワーク協会

(011) 716-7661

主管/道北地区オートリゾートフォーラム実行委員会

景観への取り組みには、美しさという価値が伴います。また、それだけに多くの住民が直接発言できるところに政策展開の難しさがあるようです。今回の取材では、景観問題を契機に、積極的に住民参加のまちづくりを進めている地域に出会いました。お化粧の技術によるのではなく、活力ある健やかな地域づくりが景観政策の原点にあるべきだと思います。(S.K)

景観をめぐる取り組みには住民の理解と自発的な活動が欠かせません。ときには、行政と意見が食い違うこともあります。でも、対立するのではなく、時間をかけて相互に意見をおつけ合い、理解し合うことで、本物のまちづくりが生まれてくるように思います。住民、行政、来訪者がそれぞれの役割を補完しながら創り上げていく。景観づくりにはそんな不思議な作用があるように感じました。(M.S)

● マルシェノルド バックナンバー

- 第1号 「地域経済の自立に向けて
—北海道における内発的発展を考える—」(’99年9月25日発行)
- 第2号 「北海道ツーリズムを考える」(’00年1月25日発行)
- 第3号 「都市と商業—中心市街地空洞化問題を考える—」(’00年6月25日発行)
- 第4号 「循環型社会を目指して」(’00年10月25日発行)
- 第5号 「地域とアート」(’01年2月25日発行)
- 第6号 「地域とIT」(’01年6月25日発行)
- 第7号 「北海道の食産業を考える」(’01年10月25日発行)
- 第8号 「NPOのあり方を考える」(’02年2月25日発行)
- 第9号 「北のものづくり」(’02年8月25日発行)
- 第10号 「地域経済の自立的発展と観光産業」(’03年2月25日発行)

● 表紙の切り絵作家 三苦 麻由子

東京都出身。武蔵野美術短大卒業後、広告代理店勤務などを経てフリーに。’94年札幌へ。みとままゆこのペンネームで、水彩、ペン、墨絵、切り絵など、さまざまなタッチでジャンルにこだわらず活躍中。本誌の表紙は、本号テーマ・イメージによるオリジナル作品。

● 「マルシェ:marché」とはフランス語で市場のことで、同音の「マルシェ:marcher」には歩む、行進する、進歩するという意味もあります。北海道(ノルド:nord||北)が、多くの人々が集い、交流し、活気あふれる地域へ発展するようにとの願いを込めて、「開発こうほう」の地域経済レポート特集号として「マルシェノルド」(年二回、九・三月号を予定)をお送りします。地域を考えるきっかけとなるように、毎月、地域経済特有のテーマを取り上げてまいります。

● 理解を深めるために……

Books

※インタビュー

『日本の風景計画 都市の景観コントロール到達点と将来展望』

西村幸夫+町並み研究会編著/学芸出版社

『都市の風景計画 欧米の景観コントロール手法と実際』

西村幸夫+町並み研究会編著/学芸出版社

『環境保全と景観創造 これからの都市風景へ向けて』 ほか

西村幸夫著/鹿島出版会

※地域事例1 函館市

『町並みまちづくり物語』 ほか

西村幸夫著/古今書院

※地域事例2 川越市

『川越一番街 町づくり規範』

町並み委員会編

『Esplanade 50号』 ほか

株式会社NAX発行

※地域事例3 美瑛町

『彩 12号』 ほか

北海道建設部まちづくり推進課 発行

※地域事例4 紀和町

『日経地域情報 346号』 ほか

日経産業消費研究所編

● 開発こうほう / 地域経済レポート特集号 | KAIHATSUKOHO Regional Economic Report

マルシェノルド

● ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

(財)北海道開発協会 企画広報部

〒001-0011 札幌市北区北11条西2丁目 セントラル札幌北ビル

TEL : 011 (709) 5212 E-mail : pr-div@hkk.or.jp

開発こうほう 第482号 平成15年8月25日

発行 (財)北海道開発協会

編集協力 釧路公立大学地域経済研究センター

印刷所 (株)須田製版 不許複製

<http://www.hkk.or.jp/>

クリーンロード北海道

営業品目

- 一般土木工事
- しゅんせつ、樋門、樋管清掃工事
- 管渠、側溝、路面清掃工事
- 除雪、排雪工事



帯広開発建設部 新型汚泥処理車使用による中間処理事業

北海道ロードメンテナンス株式会社

代表取締役 三好 博
 専務取締役 大野 末治
 常務取締役 村椿 紀幸
 道東支店
 取締役支店長 太田 幹雄

本社 札幌市中央区北1条東12丁目22番地 電話 (011) 241-1692
 FAX (011) 241-7774
 道東支店 常呂郡留辺蘂町字旭103-1 電話 (0157) 42-5711
 FAX (0157) 42-5612
 発寒事業所 札幌市西区発寒15条12丁目1-25 電話 (011) 665-3259
 常盤事業所 札幌市南区常盤356番地2 電話 (011) 592-6512
 北見事業所 常呂郡留辺蘂町字旭103-1 電話 (0157) 42-5611
 旭川営業所 旭川市永山6条4丁目13 電話 (0166) 47-5245
 道南営業所 函館市大川町14番地24号 電話 (0138) 43-7150
 釧路営業所 釧路市大町8丁目1番12号 電話 (0154) 41-3846
 帯広営業所 帯広市南町東5条5丁目30 電話 (0155) 48-7383



快適な冬を迎えるために。

取扱商品

- ◆作業服・防寒服・事務服等ユニフォーム全般
- ◆レインウェア
- ◆保安帽（ヘルメット）作業帽・防寒帽
- ◆安全靴・長靴・防寒靴
- ◆保安用品
- ◆テント（日除けテント・集会用テント・テント倉庫）
- ◆シート（養生シート・クロスシート・野積シート）



おかげさまで創業30周年

〒003-0003 札幌市白石区東札幌3条3丁目7-21

サカエ 福島産業株式会社

TEL(011)811-4652 FAX(011)842-3372 E-Mail sakae-fukushima@luck.ocn.ne.jp



- THEME -

【美】

大自然の宝庫、北海道。
地域の人々の心に宿る美を
自然の美と組み合わせれば、
きっと素晴らしい風景が
創り上げられるはず。
北海道にはそんな魅力がある。



財団法人 北海道開発協会

001-0011 札幌市北区北11条西2丁目セントラル札幌北ビル
TEL (代表) 011-709-5211